2 農業の持続的な発展

(1)担い手の育成・確保

① 認定農業者制度

- 認定農業者制度は、農業者が作成した経営発展に向けた計画(農業経営改善計画)を 市町村等が認定するもので、認定を受けた農業者(認定農業者)には、計画の実現に向 け、低利融資等の支援措置が講じられています。
- 〇 また、近年、都道府県や市町村の区域を越えた営農活動の広域化が進展してきていることから、市町村による認定に加えて、担い手の営農範囲に応じて国又は都道府県が認定する仕組みが設けられています。
- 近畿の認定農業者数は、令和6年3月末現在で全国の約5%にあたる10,272経営体 となっており、近年微減が続いていますが、うち法人は一貫して増加し、10年間で約 1.8倍に増加しています。認定農業者に占める法人の割合(16.8%)は、全国割合 (13.4%)を上回っています。(図表−1、2)

(経営体) 14,000 20.0% 16.8% 11,153 11,778 16.4% 11,612 11.523 11,400 12,000 11,076 10.791 15.6% 15.0% 10,000 10,387 10,294 10,272 14.49 8,000 13.3% 10.0% 12.29 11.3% 6.000 9.1% 4.000 5.0% 2,000 1,692 0.0% 0 平成29年 平成30年 平成31年 令和2年 令和3年 令和4年 平成27年 平成28年 令和5年 令和6年

うち非法人

−法人の割合

(各年3月末現在)

図表-1 近畿の認定農業者(経営体)数の推移

図表-2 府県別の認定状況(令和6年)

区分	令和6年			平成 27 年		
	ካ ተu O +	うち法人	割合	十八八二十	うち法人	割合
滋賀	2, 272	606	26. 7%	2, 117	372	17. 6%
京都	1, 473	285	19. 3%	1, 230	179	14. 6%
大阪	865	67	7. 7%	1, 041	41	3, 9%
兵庫	2, 451	547	22. 3%	2, 545	252	9. 9%
奈良	900	107	11. 9%	1, 026	59	5. 8%
和歌山	2, 282	106	4. 6%	3, 194	59	1.8%
近畿	10, 272	1, 730	16. 8%	11, 153	962	8. 6%
全国	216, 784	29, 128	13. 4%	238, 443	19, 105	8.0%

※令和6年の管内合計には、局認定(29件、うち法人12件)を含む。

うち法人

資料:農林水産省経営局経営政策課調べ

② 農業経営の法人化

- 法人には経営・運営面や税制・社会保険制度等の制度面でのメリットがあることか ら、農林水産省では経営管理の高度化や安定的な雇用の確保、円滑な経営継承などを 通じたさらなる経営発展へのステップとして、農業経営の法人化を推進しています。
- 近畿の農業経営の法人化の状況は、令和2年における法人経営体数が平成27年か ら 29%増加して 1,986 経営体となりました。また、農地を所有できる農地所有適格 法人は令和6年1月1日現在で1,160法人(対前年比108%(全国103%))、リース方 式により農業参入した一般法人は641法人(対前年比121%(全国110%))となって います。(図表-1、2、3)
- 農業経営の法人化については、府県段階で設置されている農業経営・就農支援セン ターにおいて、各種経営課題に応じた中小企業診断士等の専門家派遣等による相談対 応が行われています。

図表-1 農業経営体数

広 旧 <i>夕</i>	△和)左 亚出		ᄑᄨᄭᄹ		法人数
府県名	令和2年	うち法人	平成 27 年	うち法人	増加率
滋賀	14, 680	606	20, 188	435	39%
京都	14, 181	333	18, 016	300	11%
大阪	7, 673	97	9, 293	103	▲6%
兵庫	38, 302	649	47, 895	423	53%
奈良	10, 858	147	13, 291	138	7%
和歌山	18, 141	154	21, 496	144	7%
近畿	103, 835	1, 986	130, 179	1, 543	29%
全国	1, 075, 705	30, 707	1, 377, 266	27, 101	13%

資料:農林水産省「農林業センサス」 (平成 27(2015)年、令和 2(2020)年)

図表-2 農地所有適格法人数

四线 2 最近川月週间从八级							
府県名	令和6年	令和5年	対前				
心东口	ካ የሀ 0 ተ	ተ ተ	年比				
滋賀	488	440	111%				
京都	181	163	111%				
大阪	39	43	91%				
兵庫	308	291	106%				
奈良	73	71	103%				
和歌山	71	68	104%				
近畿	1, 160	1, 076	108%				
全 国	21, 857	21, 213	103%				

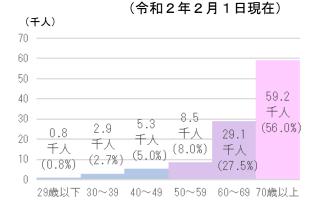
図表-3 農業参入した一般法人数

	0 展末乡.	人した 原文	1/\ <i>9</i> X
) 府県名	令和6年	令和5年	対前
加东石	ካ <i>ተ</i> ሀ ሀ ተ	መለከያ ተ	年比
滋賀	27	34	79%
京都	111	87	128%
大阪	77	18	428%
兵庫	270	262	103%
奈良	66	52	127%
和歌山	90	77	117%
近畿	641	530	121%
全 国	4, 544	4, 121	110%
次小 曲井-		<i>∾ / </i> 4 🗖 4 🗇 TE	

③ 新規就農の促進

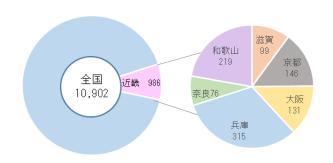
- 農業者の減少、高齢化が著しく進展する中で、新規就農の促進は重要な課題です。
- 〇 近畿の基幹的農業従事者は、106千人(全国1,404千人)。このうち、49歳以下が8.5%(全国平均10.5%)、70歳以上が56.0%(全国平均42.0%)と著しく均衡を欠く状況となっています。(図表-1)
- 持続可能な力強い農業を実現していくため、担い手に発展するような新規就農を 促進し、世代間バランスの取れた農業構造にしていくことが重要です。
- 認定新規就農者は、農業経営基盤強化促進法に基づき、青年等就農計画(有効期間 5年)を作成し市町村から計画の認定を受けた者です。
- 将来において安定的な農業経営の担い手となる青年等の就農を促進するため、各種の施策を講じており、近畿農政局においても就農に係る情報の提供を積極的に行っています。

図表-1 年齢別基幹的農業従事者数(近畿)



資料:農林水産省「2020年農林業センサス(令和2年2月 1日現在)」を基に近畿農政局で作成。 「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、普段 仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

図表-2 認定新規就農者数 (令和6年3月末現在)



資料:農林水産省HP「青年等就農計画制度について」の「認定 新規就農者の認定状況(令和6年3月末現在)」を基に近 畿農政局で作成。

図表-3 年度中に新規に認定を受けた認定新規就農者数の推移



資料:

農林水産省HP「青年等就農計 画制度について」の「認定新規 就農者の認定状況」を基に近畿 農政局で作成。

令和6年は、令和5年4月~令和6年3月中に新規に認定を受けた認定新規就農者数。各年における期間は同じ。

※近畿農政局管内の新規就農者については、次のQRコードを参照のこと。



(参考) 国等の制度を活用した新規就農の優良事例

A さん (34 歳) (営農類型:施設野菜「イチゴ])

▶ 新規就農を志した経緯・背景

親が専業農家であるため昔から農業は身近ではあったが、就農しようとは考えていなかった。大学卒業後に民間企業に8年勤めていたが、家族との時間を大切にしたいと思い退社。家業の手伝いをする中で、「農業はやり方次第で儲かる!!」と実感し就農を決意。県の研修制度を活用し、令和4年に親とは別経営体として施設イチゴの経営開始。

▶ 青年等就農資金による融資や経営発展支援事業を活用して導入した機械・施設等

パイプハウス、暖房機、液肥混入機、光合成促進機、換気装置、高設栽培ベッド、加温機、養液潅 水装置 など

> 国の新規就農者育成総合対策の活用

• 就農準備資金

175万円(令和3年4月~令和4年6月(研修受講期間))

• 経営開始資金

450 万円 (令和 4 年 12 月~令和 7 年 11 月 (見込))

・経営発展支援事業(機械・施設等の導入) 国費 250 万円、県補助 125 万円(令和4年度)

▶ 初期投資を行う上で留意したポイント

- ・生産性向上と作業省力化を最優先としたため、投資額は大きくなるが施設や導入機器のスペック について妥協はしなかった。
- ・鋼材価格の高騰により、パイプハウスや高設ベンチの金額が以前に比べてかなり高額になっており、投資額を抑えるため、ハウス建設を自分で行った。

> 今後の目標

令和6年に法人化し、人材を通年雇用できる環境を整え経営の安定化を図り、また、環境モニタリングに基づく制御等を行うこと等により、単収・品質の向上を図ることで農業収入1億円を目指す。

(2) 多様な人材の確保

- 農業分野では、人手不足が深刻な状況です。技能実習制度及び特定技能外国人制度 により、継続的に多様な人材を確保するためには、外国人材の受入体制整備、呼び込 み・確保、育成までの総合的な支援を充実させることが重要です。
- 全国及び近畿の農業分野の外国人材(技能実習生及び特定技能外国人)は、増加傾向 にあります。(図表-1及び2)
- 近畿の農業分野の外国人材(特定技能第1号在留外国人)は、ベトナム、インドネシ ア、カンボジアが多く、全国に比較してインドネシア及びフィリピンの割合が少なく、 府県別では兵庫県及び京都府が多い状況にあります。(図表-3及び4)
- 農業分野の外国人材は、受入増加が予想されることから、近畿農政局においても、 外国人材に係るサポート体制の充実に向けて、大阪労働局及び大阪出入国在留管理局 と連携した関西地区地域協議会を通じて、地域レベルで情報共有等を図っています。

(全国) 図表-1 (全国) 図表-3 (単位:人) 農業分野の技能実習生及び特定技能外国人の推移 特定技能外国人の国籍別内訳(人、%) 70,000 ■特定技能 ■ 技能実習 — 総数 640 その他 60,966 60,000 2% 711 2% 54,032 892 50.000 49,192 3% 31.635 タイ 43,777 2,389 インドネシア 40.000 40,371 1.017 8% 30,171 9,382 4% 28.310 3296 カンボジ 30,754 30.000 27,318 2.773 28,902 20,000 フィリピン 24,522 29,331 ベトナム 2,901 23,861 20,882 10.000 8,452 16,459 29% R3.12 資料:出入国在留管理庁「職種・作業別 在留資格「技能実習」に係る在留者数」(令和6年12月末現 在) 及び出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」(令和6年12月末現在)を基に農林水産省で作成 資料:出入国在留管理庁「特定技能在留外国人数」(令和6年12月末現在)を基に農林水産省で作成 (近畿) 図表ー4 (近畿) 図表ー2 (単位: 特定技能外国人の国籍別内訳(人、%) (近畿府県別) 農業分野の特定技能外国人の推移 ミャンマ 31



資料:出入国在留管理庁「特定技能技能在留外国人数)(令和6年12月末現在)を基に 農林水産省で作成 R1~R6は、12月末現在 その他:ネパール、タイ、スリランカ、モンゴル、インド、バングラディシュ、台湾

ノドネシ:

35

4% フィリピン

5%

カンボジア

166

19%

近畿計

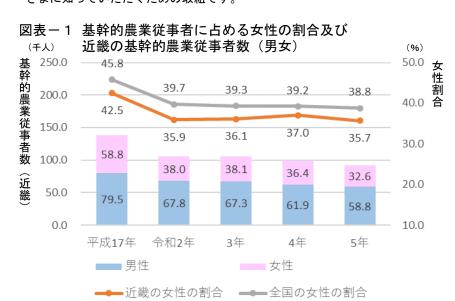
876

(3) 女性農業者の活躍

- 〇 今後の農業の発展、地域経済の活性化のためには、多彩な能力を持つ女性農業者が力を発揮できるよう環境を整備していくことが重要です。このため、農林水産省では、農業女子プロジェクト(※)などの取組を進めており、近畿農政局においても、女性農業者間の交流促進等の取組を行っています。
- 〇 なお、近畿は、全国に比べ基幹的農業従事者に占める女性の割合が低い状況となっています(図表-1)。
- 農業委員及び農業協同組合の役員に占める女性の割合は増加傾向にありますが、 更なる政策・方針決定過程への女性の参画促進が必要です。(図表 - 2 及び 3)

※ 農業女子プロジェクトとは!!

女性農業者が日々の生活や仕事、自然との関わりの中で培った知恵を様々な企業の技術・ノウハウ・アイデアなどと結びつけ新たな商品やサービス、情報を創造し、社会に広く発信し、農業で活躍する女性の姿を多くの皆さまに知っていただくための取組です。



資料:農林水産省「農林業センサス」 (平成 17 (2005)、令和 2 (2020) 年)「農業構造動態調査」(令和 元年、令和 3~4 年)

主:基幹的農業従事者とは、自営農 業に主として従事した世帯員の うち、普段の主な状態が「主に 農業」である者をいう。

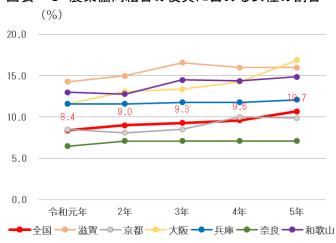
図表-2 農業委員に占める女性の割合



資料:農林水産省 HP「女性の活躍を応援します」の「農業委員に 占める女性の割合(農林水産省経営局調べ)」を基に近畿農 政局で作成。(数値については、各年度 10 月 1 日現在)

注:第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決定における成果目標:令和7年度20%、更に30%を目指す)

図表-3 農業協同組合の役員に占める女性の割合



資料:農林水産省「総合農協統計表」を基に近畿農政局で

注:第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月閣議決 定における成果目標:令和7年度10%、更に15%を 目指す)

(4)地域計画に基づく農地の集積・集約化

① 地域計画の策定状況

- 〇 令和5年の改正農業経営基盤強化促進法等において、市町村は、地域の農業者等による話合いを踏まえ、目指すべき農業の在り方や農地利用の姿を明確化する「地域計画」を策定することとされました。
- 〇 令和7年4月末時点における地域計画の策定状況について、策定した市町村の数は、 全国で1,615 市町村、近畿では172 市町村(全国に占める割合11%)、策定地区数は全 国で約19,000地区、近畿では約3,900(同21%)となっています。なお、兵庫県と滋 賀県では策定地区数が多い状況となっています。
- 〇 また、地域計画区域内の農用地等面積は全国で約 4,200 千 ha、近畿では 166 千 ha (同4%) となっています。
- 〇 一方で、将来の受け手が位置付けられていない農地は全国で 1,339 千 ha (地域計画 区域内の農用地等面積に占める割合 32%)、近畿では 51 千 ha (同 31%)に及ぶことが 明らかになりました。
- 今後、地域計画の継続的なブラッシュアップとともに、その実現に向けた取組を関係機関等と一体となって取り組んでいくことが課題となっています。

図表 地域計画の策定状況等(令和7年4月末時点)

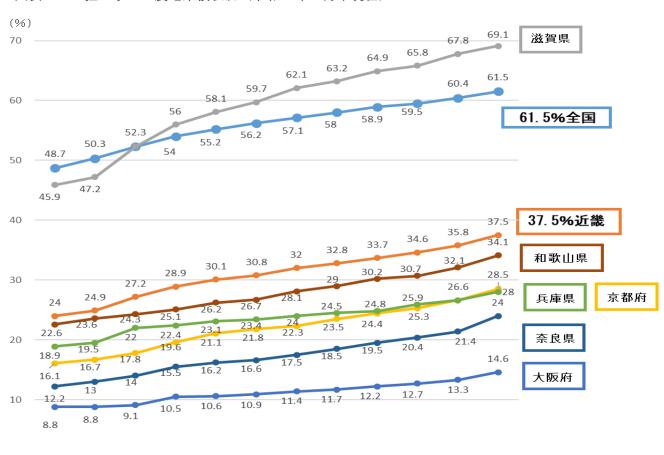
			地域計画区域内の	将来の受け手が
都道府県	策定市町村数	策定地区数	農用地等面積	位置付けられていない農地
			(千 ha)	(千 ha)
滋賀県	19	1, 161	42	5 (12%)
京都府	25	242	24	3 (11%)
大阪府	35	330	9	8 (80%)
兵庫県	37	1, 756	47	12 (25%)
奈良県	28	289	8	3 (40%)
和歌山県	28	128	34	21 (62%)
近畿計	172	3, 906	166	51 (31%)
(全国に占める割合)	(11%)	(21%)	(4%)	(4%)
全国	1, 615	18, 894	4, 222	1, 339 (32%)

※資料:農林水産省 HP (公表資料)

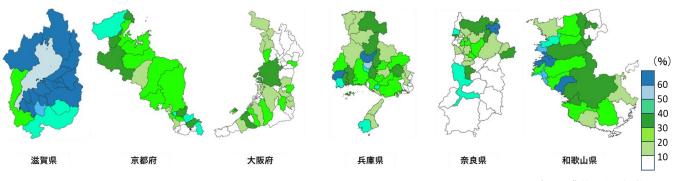
② 農地バンク

- 〇 改正農業経営基盤強化促進法(令和5年4月施行)において、これまでの「人・農地プラン」を「地域計画」として法定化し、地域の農業者等の話合いによる将来の農地利用の姿を目標地図として明確化し、農地バンクを通じた農地の集約化等を推進することとされました。
- 〇 農地バンクを創設した平成26年以降、担い手への農地集積率は年々上昇し、令和7年3月末現在の全耕地面積に占める担い手の利用面積は、全国で61.5%、近畿の平均集積率は37.5%となっています。
- 〇 府県別に見ると、滋賀県は 69.1%で全国平均を上回っていますが、他の 5 府県は、和歌山県 34.1%、京都府 28.5%、兵庫県 28.0%、奈良県 24.0%、大阪府 14.6%と全国平均を下回っています。

図表-1 担い手への農地集積状況(令和7年3月末現在)



H25年度H26年度H27年度H28年度H29年度H30年度R元年度R2年度R3年度R4年度R5年度R6年度

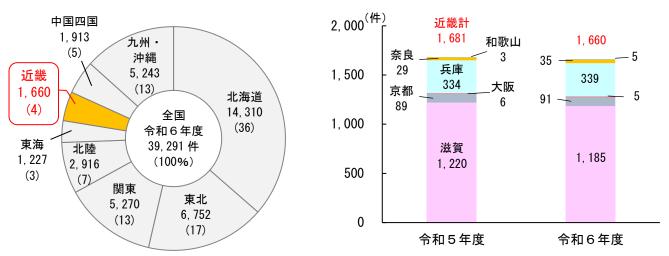


資料:農林水産省経営局調べ

(5) 経営所得安定対策

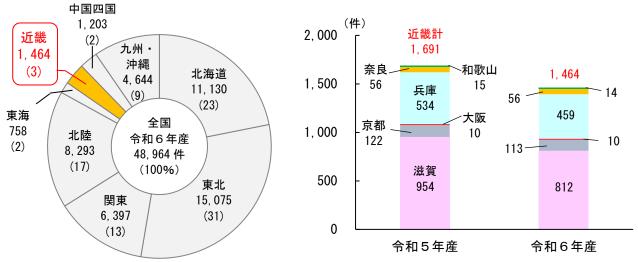
- 〇 担い手農業者の農業経営の安定に資するとともに、我が国の農業の更なる構造改革を進める観点から、「畑作物の直接支払交付金」(ゲタ対策)と「米・畑作物の収入減少影響緩和交付金」(ナラシ対策)を実施しています。
- 〇 近畿での申請件数をみると土地利用型農業の盛んな滋賀県、兵庫県での申請が多い傾向にあります。具体的には、令和6年度(産)のゲタ対策の申請件数は、前年度に比べ21件減少の1,660件(全国の4%)となり、府県別では滋賀県が約7割を占めています。(図表-1)また、ナラシ対策の加入申請件数は、前年産に比べ227件減少の1,464件(全国の3%)となり、府県別では滋賀県が約6割を占めています。(図表-2)

図表-1 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)の申請件数



資料:農林水産省調べ

注:令和5年度、令和6年度とも7月31日現在



資料:農林水産省調べ

注:令和5年産、令和6年産とも7月31日現在

(6) 農業生産基盤の整備と保全管理

① 近畿管内国営土地改良事業

- 〇 農業農村整備事業は、農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて「農業の持続的発展」、「農村の振興」、「食料の安定供給」、「多面的機能の発揮」の実現を 図るための施策です。
- 〇 近畿では国営かんがい排水事業(主に滋賀、兵庫)、国営農地再編整備事業(京都)、国営総合農地防災事業(和歌山)を実施するとともに直轄管理事業(兵庫、奈良、和歌山)を実施しています。
- 〇 食料自給率の目標達成の前提となる食料供給力の強化には、農地・農業用水の確保、担い手の確保・育成、農業生産性の向上が不可欠であり、そのためには農業 生産基盤の整備が重要です。

図表-1 国営かんがい排水事業等一覧 (令和6年度時点)

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
国営かんがい排水事業	湖東平野 (湖東平野農業水利事業所)	ダム1箇所(貯水池内掘削)、用水路L=8.4km (改修)、地下水井22箇所(新設)、調整池2箇 所(新設)、水管理施設一式(改修)	H26∼R6	滋賀県近江八幡市、東 近江市、愛知郡愛荘 町、犬上郡豊郷町
国営かんがい排水事業 (耐震対策一体型・ 併せ行うため池整備)	15 5 1	ダム3箇所(改修)、ため池5箇所(改修)、用水路L=14.6km(改修)、水管理施設一式(改修)	R3~R14	兵庫県三木市、小野 市、加東市
国営施設応急対策事業	湖北 (湖東平野農業水利事業所湖北支所)	頭首工1箇所(改修)、用水路L=1.0km(改修)	R2∼R7	滋賀県長浜市

図表-2 国営農地再編整備事業一覧 (令和6年度時点)

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
国営緊急農地再編調整事業	亀岡中部 (亀岡中部農地整備事業所)	区画整理A=447ha	H26∼R8	京都府亀岡市

図表-3 国営総合農地防災事業一覧 (令和6年度時点)

事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
国営総合農地防災事業	和歌山平野 (和歌山平野農地防災事業所)	排水機 5箇所(改修、新設) 排水路 L=45.2km(改修、新設) 洪水調整池 8箇所(改修、新設) 排水管理施設一式(新設)		和歌山県和歌山市、紀の川市 岩出市

図表-4 直轄管理事業一覧 (令和6年度時点)

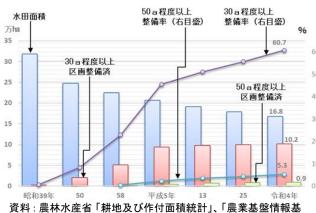
事業名	地区名 (事業所名)	事業概要	工期	関係市町村
直轄管理事業	十津川・紀の川	(管理施設) ダム 2個所、頭首工 1個所	S58 ∼	奈良県奈良市、大和高田市、大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、生宅駒郡安堵町、磯城郡川西町、三宅町、田原本町、高市郡高取町、明日香村、北葛城郡上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野郡大淀町和歌山県和歌山市、橋本市、紀の川市、岩田市、伊都郡かつらぎ町、九度山町
	加古川水系	(管理施設) ダム 5個所、頭首工 4個所 導水路及び幹線水路9路線(L=69.4km)、 揚水機場 4個所	H2~	兵庫県神戸市、明石市、加古川 市、三木市、小野市、姫路市、西 脇市、加西市、加古郡稲美町、加 東市、多可郡多可町

【国営土地改良事業実施地区位置図】



- 〇 近畿における水田の整備率(30a程度以上整備済)及び畑の整備率(末端農道整備済)は(水田60.7%,畑地50.1%)であり、全国の整備率(水田68.0%,畑地79.4%)に比べて低い状態にあります。(図表-1、2、3)
- 農業の競争力を強化するためには農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化、畑地 かんがい施設の整備等の農業生産基盤整備を実施し、担い手への農地の集積・集約 化や農作物の高付加価値化等を図る必要があります。

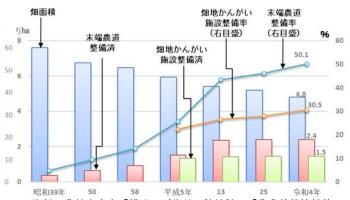
図表-1 水田の区画整備状況(近畿)



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基 礎調査(令和 4.3.31 時点の推計値)」

注:水田面積は毎年7月15日時点(平成13(2001)年度以前は毎年8月1日時点)、水田面積以外は3月末時点

図表-2 畑のかんがい施設等の整備状況(近畿)



資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基 礎調査(令和 4.3.31 時点の推計値)」

- 注:1) 畑面積は毎年7月15日時点(平成13(2001)年度以前は毎年8月1日時点)、畑面積以外は3月末時点
 - 2) 末端農道整備済とは、畑に幅員 3m以上の農道が接している状態をいう。
 - 3) 畑地かんがい施設整備済は現在の集計方法と同等の年 のみ掲載

図表-3 近畿の田畑整備状況

	田面積						畑面積				
区分		30a程度以上区画整備済 50a以上区画整備済		区分		末端農道整何面積	備済	畑地かんがり整備済面積	か施設		
	[ha]	[ha]	割合[%]	[ha]	割合[%]		[ha]	[ha]	割合 [%]	[ha]	割合 [%]
滋賀	46, 900	42, 337	90.3	3, 329	7. 1	滋賀	3, 640	2, 440	67.0	1, 228	33.7
京都	23, 000	10, 463	45. 5	1, 271	5.5	京都	6, 560	2, 187	33.3	1, 689	25.8
大阪	8, 480	1, 375	16. 2	242	2. 9	大阪	3, 730	1, 178	31.6	670	18.0
兵庫	66, 300	44, 682	67. 4	3, 796	5. 7	兵庫	6, 100	3, 056	50.1	2, 176	35. 7
奈良	13, 800	2, 548	18.5	162	1.2	奈良	5, 790	3, 119	53.9	1, 473	25. 4
和歌山	9, 160	397	4. 3	33	0.4	和歌山	22, 200	12, 083	54.4	7, 414	33.4
近畿計	167, 640	101, 801	60. 7	8, 832	5. 3	近畿計	48, 020	24, 063	50. 1	14, 649	30.5
全国	2, 352, 000	1, 600, 422	68.0	280, 217	11.9	全国	1, 973, 000	1, 565, 636	79.4	497, 143	25. 2

資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基 礎調査(令和 4.3.31 時点の推計値)」

注:田の面積は毎年7月15日時点、田の面積以外は3月末 時点 資料:農林水産省「耕地及び作付面積統計」、「農業基盤情報基礎調査(令和4.3.31 時点の推計値)」

注:1) 畑面積は毎年7月15日時点、畑面積以外は3月末時点 2) 末端農道整備済とは、畑に幅員3m以上の農道が接してい る状態をいう。

③ 農業水利施設の長寿命化

- 農業水利施設の多くが耐用年数を超過している状況にあります。(図表-1)
- 近年において施設の老朽化等による突発事故が増加しており、計画的かつ効率的 な補修・更新等を実施することで、施設の長寿命化とライフサイクルコストの低減 を図ることが必要です。

図表-1 基幹水利施設の施設数、水路延長(全国、近畿)

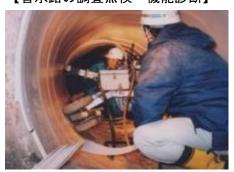
			点的施設	線的施設(km)					
		貯水池	頭首工	水門	管 理 設 備	│ 機 場		水路	集水渠
全国合計	7, 735	1, 293	1, 970	1, 138	318	3, 016	51, 954	51, 893	61
うち耐用年数超過	4, 445	133	859	846	24	2, 365	23, 832	23, 789	43
近畿	390	87	110	33	3	123	2, 346	2, 344	2
うち耐用年数超過	196	6	41	24	30	95	1, 052	1, 050	2

資料:農業基盤情報基礎調査(R4.3.31時点の推計値) (注)ラウンドの関係で、計が一致しない場合がある。

【管水路の突発事故(管の破裂)】



【管水路の調査点検・機能診断】



【管の破裂による道路陥没】



【管内面補修対策工】



④ 農業用ため池の管理及び保全

- 近年、台風等による豪雨や大規模な地震により、農業用ため池が被災するケース が多発しています。
- 農業用ため池は、江戸時代以前に築造された施設が多く、権利者の世代交代が進み、権利関係が不明確かつ複雑で離農や高齢化により利用者を主体とする管理組織が弱体化し、日常の維持管理が適正に行われなくなることが懸念されます。
- 〇 施設の所有者、管理者や行政機関の役割分担を明らかにし、農業用ため池の適正な管理及び保全が行われる体制を早急に整備することを目的として「農業用ため池の管理及び保全に関する法律(令和元年7月1日施行)」が制定されました。(図表-1)
- 農業用ため池の決壊による水害等の災害から国民の生命及び財産を守るため、防災重点農業用ため池における防災工事等を集中的かつ計画的に推進することを目的に、令和12年度末を期限とする「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」が令和2年10月1日に施行されました。
- 法律の施行を受け、近畿の各府県は、防災重点農業用ため池を指定するとともに 防災工事等を積極的に進めるため「防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計 画」を策定しています。
- 〇 この推進計画に基づく防災工事等を、特別措置法の期限内に遂行していくため、 令和3年度に「防災重点農業用ため池緊急整備事業」が創設されています。

図表-1「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」に基づく近畿の府県別対応状況

				(参考)
	ため池数	ため池管理保		(多句) 防災重点農業用
府県名	(令和7年3月末時点)	全法に	届出数	防災重点展案用 ため池 ^{※2} 数
		基づく届出	油山 致	(令和7年3月末時点)
		対象数※1		(节和/平3月本時点)
滋賀県	1, 425	1, 181	1, 181	466
京都府	1, 507	666	663	614
大阪府	3, 529	2, 283	2, 275	2, 352
兵庫県	21, 357	17, 746	17, 741	6, 121
奈良県	4, 046	3, 114	3, 105	964
和歌山県	4, 700	2, 097	2, 094	1, 877
近 畿	36, 564	27, 087	27, 059	12, 394
	ロサバンナナストゥナルノ	##=! !! !! !! !!		

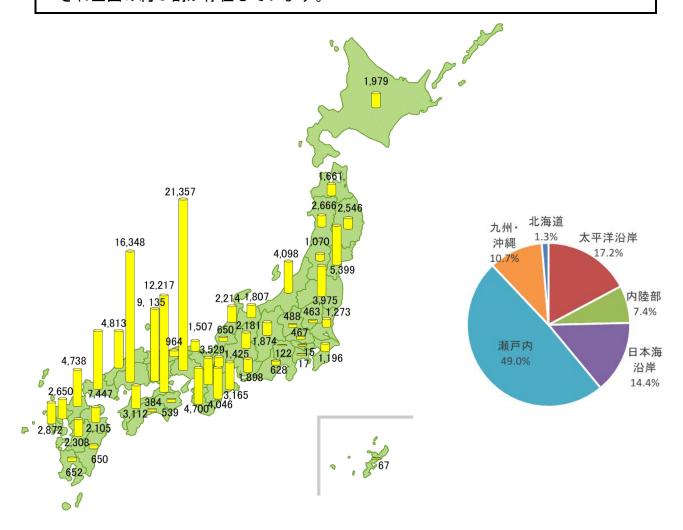
^{※1} 国又は地方公共団体が所有するものを除く農業用ため池を対象とし、利用実態がなく所有者等が不明で届け出すべき者を確知できない農業用ため池を除く。

^{※2} 農林水産大臣が定める防災工事等基本指針に基づき、府県知事が指定。

【農業用ため池分布状況(令和7年3月末時点)】

農業用ため池とは

- ・降水量が少なく、流域の大きな河川に恵まれない地域などで、農業用水を確保する ために水を貯え取水ができるよう、人工的に造成された池のことです。
- ・農業用ため池は全国に約15万箇所存在し、西日本を中心に全国に分布しています。
- ・瀬戸内地域は年間を通じて降水量が少ないことから、古くから農業用ため池が築造され全国の約5割が存在しています。



ため池の割合: 令和7年3月末時点の農業用ため池箇所数を地域別に合計し、全体に占める割合を算出したもの

太 平 洋 沿 岸 : 岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、神奈川県、東京都、静岡県、愛知県、三重県、和歌山県、徳島県、高知県

内 陸 部: 栃木県、群馬県、埼玉県、長野県、山梨県、岐阜県、滋賀県、奈良県

日 本 海 沿 岸 : 青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、鳥取県、島根県

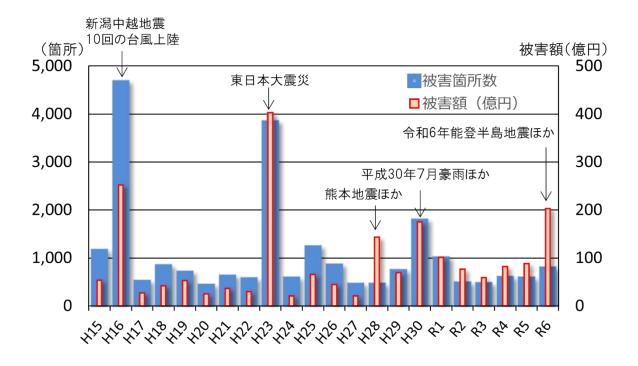
瀬 戸 内: 大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県

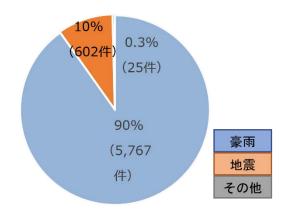
【農業用ため池被災状況 (令和7年3月時点)】

農業用ため池の被災状況

- ・近年の自然災害による農業用ため池の被害は、平成16年の新潟中越地震と10回にわたる台風の上陸や平成23年東日本大震災による被害が顕著となっています。
- ・直近10年間(H27~R6)の自然災害による農業用ため池の被災原因は、90%が豪雨、10%が地震によるものとなっています。

農業用ため池の被害の推移





⑤ 流域治水プロジェクト

- 〇 「経済財政運営と改革の基本方針 2020(骨太方針 2020)」(令和 2 年 7 月 17 日閣 議決定)において、防災・減災、国土強靱化への対応として「流域治水」が位置付 けられました。
- 「流域治水」とは、近年激甚な水害が頻発していること、今後、気候変動による 降雨量の増大や水害の激甚化・頻発化が予測されることから、河川流域全体のあら ゆる関係者が協働し、流域全体で水害を軽減させる治水対策を進めることであり、 各一級水系において「流域治水協議会」を設置し、「流域治水プロジェクト」として 策定・公表されています。
- 〇 農林水産省では、農業用ダムやため池の活用、田んぼダム(水田の活用)など、 農地・農業水利施設が有する多面的機能を活かした「流域治水」の対策を行うこと としており、近畿農政局としても関係機関の意向等を踏まえつつ、積極的に推進す る必要があります。

○近畿の流域治水協議会における

農地・農業水利施設を活用した流域治水の取組状況(一級水系)

流域治水プロジェクト名	水田の 活用	ため池の活用	排水施 設等の 活用	農業用ダムの活用	関係府県
1. 淀川水系流域治水プロジェクト	0	0	0	0	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、三重県
2. 由良川水系流域治水プロジェクト	0	0		0	京都府、兵庫県
3. 加古川水系流域治水プロジェクト	0	0		0	兵庫県
4. 揖保川水系流域治水プロジェクト	0	0			兵庫県
5. 円山川水系流域治水プロジェクト	0	0		0	兵庫県
6. 大和川水系流域治水プロジェクト	0	0	0	0	大阪府、奈良県
7. 紀の川水系流域治水プロジェクト		0	0	0	奈良県、和歌山県

※令和6年3月:全国109全ての一級水系、約600の二級水系で「流域治水プロジェクト」を策定公表

【農地・農業水利施設を活用した流域の防災・減災の推進(「流域治水」の取組)】

○ 都市・市街地の近傍や上流域には、水田が広がり、多くの農業用ダム・ため池・排水施設等が位置している。これらの農地・農業水利施設の多面的機能を活かして、あらゆる関係者協働の取組である「流域治水」を推進。



⑥ 農業用ダムの洪水調節機能の強化

- 近年の水害の激甚化等を踏まえ、緊急時において既存ダムの有効貯水容量を洪水 調節に最大限活用できるよう、関係省庁の密接な連携のもと、既存ダムの洪水調節 機能の強化に向けた基本方針が定められました。
- 全ての既存ダムを対象に洪水調節機能の強化に向けた検討を行い、令和2年の出水期までに一級水系全利水ダムで治水協定(ダム管理者・水利権者・河川管理者)が締結されました。二級水系の利水ダムについても緊要性等に応じて順次、治水協定が締結されています。
 - ※ 洪水調節機能の強化とは、現行設備による放流により、洪水調節可能容量の範囲内において、「事前放流」や「時期ごとの貯水位運用」を実施する取組です。

近畿の取組状況(一級水系:令和2年5月29日治水協定締結)

一級水系名	ダーム 名
淀川水系	【国造(滋賀県)】: 永源寺ダム、野洲川ダム、蔵王ダム
	【国造(奈良県)】: 上津ダム
	【補助(滋賀県)】: 犬上川ダム
	【補助(奈良県)】: 宮奥ダム
	【補助(三重県)】: 真泥ダム
由良川水系	【補助(京都府)】: 豊富ダム
大和川水系	【補助 (大阪府)】: 滝畑ダム
加古川水系	【国造(兵庫県)】: 吞吐ダム、大川瀬ダム、鴨川ダム、糀屋ダム
	【補助(兵庫県)】: 八幡谷ダム、鍔市ダム、佐仲ダム、藤岡ダム
円山川水系	【補助(兵庫県)】: 大町大池
紀の川水系	【国造(奈良県)】: 大迫ダム、津風呂ダム、一の木ダム
	【国造(和歌山県)】: 山田ダム

[※]三重県は東海農政局管内。

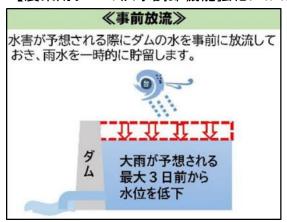
近畿の取組状況(二級水系: (兵庫県) 令和2年8月31日治水協定締結)

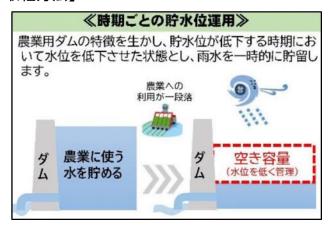
(和歌山県) 令和3年4月28日治水協定締結)

二級水系名	ダ ム 名
野島川水系	【国造(兵庫県)】: 常盤ダム
楠本川水系	【国造(兵庫県)】: 谷山ダム
本庄川水系	【補助(兵庫県)】: 本庄川ダム
洲本川水系	【補助(兵庫県)】: 鮎屋川ダム
三原川水系	【補助(兵庫県)】: 大日川ダム
南部川水系	【国造(和歌山県)】: 島ノ瀬ダム

※【国造】:国営事業で築造したダム(国営造成施設の略)、【補助】:補助事業で築造したダム

【農業用ダムの洪水調節機能強化にかかる取組方法】





⑦ 農村整備

- 老朽化の進行や災害への脆弱性が顕在化している農村地域のインフラの持続性の確保など、農村に人が安心して住み続けられる整備として、農業集落排水施設や農道等の再編(集約·撤去)、強靭化(保全·耐震)、高度化(改良)などを推進しています。
- 〇 中山間地域における農業生産基盤と生産・販売施設などの一体的な整備、また、農業農村インフラの管理の省力化やスマート農業の実装など情報通信環境の整備を推進しています。

【農村整備における整備イメージ】



【整備地区事例】

農道の整備



農業集落排水施設の整備



農業生産基盤の整備



【農道】

農業の生産性の向上と農産物流通の合理化を図ることを主目的に整備される道路です。

【農業集落排水施設】

農業用用排水の水質保全、農村の生活環境の改善などを図るため、農業集落におけるし尿、生活雑排水などを処理 する施設です。

(7)需要に応じた米生産

① 主食用米の需要

- 農林水産省では、過去からのトレンドに基づき1人・1年当たりの米の消費量を推計し、こ れに人口を乗じることで主食用米の年間需要量の見通しを算出しています。
 - 令和7年3月時点の見诵しでは、全国で674万トンの需要を見込んでいます。(図-1)
- 近畿2府4県は、日本の人口の約16%を占める食料の大消費地です。このため、需要量は、 110万トンと見込まれます。(図表-1)
- 国内の主食用米の需要は、高齢化や人口減少、食料消費における選択の多様化と嗜好の変化 などを背景に、毎年約 10 万トンずつ減少を続けています。(図-2)。
- 一方、コロナ禍の影響で低迷していた外国人訪問者数は、令和5年から急速に回復傾向にあ り、令和6年の近畿地方における外国人延べ宿泊者数は、全国の約3割を占めます。さらに、 令和7年の大阪・関西万博の来場者の需要もあることから、これらの影響も考慮することが重 要です。(図表-2)
- なお、令和6年8月の端境期においては、南海トラフ地震情報の発表や地震・台風等もあ り、スーパーでの米の購買量が一時的に急増し、米の品薄状況が発生しました。

図-1主食用米需要見通し

1人・1年当たり消費量 R6/7:54.4kg

X

当該年の総人口(推計) R6年10月:123.780千人

主食用米需要見通し R6/7:674万トン

図-2主食用米需要の推移 (万トン)



資料:農林水産省「米に関するマンスリーレポート(令和7年3月)」

図表-1近畿の主食用米需要見通し

(人口:千人、需要見通し:万t)

資料:農林水産省「米に関するマンスリーレポート(令和7年3月)」

図表-2近畿の外国人延べ宿泊者数

(千人泊)

	人口	需要見通し
滋賀	1,402	8
京都	2,520	14
大阪	8,757	48
兵庫	5,337	29
奈良	1,285	7
和歌山	880	5
近畿	20,181	110
全国	123,802	674
	20,181	11 67

資料:人口は、総務省「人口推計都道府県別(令和6年10月1日現在)」

	R2	R3	R4	R5	R6
滋賀	54	10	37	259	244
京都	1,168	78	1,109	9,950	8,340
大阪	2,119	275	1,813	15,670	13,829
兵庫	172	50	116	908	1,056
奈良	43	6	18	219	303
和歌山	38	5	30	247	651
近畿	3,594	424	3,123	27,253	24,423
全国	15,893	3,438	13,608	95,028	90,983

資料:観光庁「宿泊旅行統計調査」

② 米の生産状況

- 米(主食用米)の生産・販売は、農業者や集荷業者・団体が中心となって、国が策定する 米穀の需給の見通し等の情報を踏まえながら、需要に応じた作付方針(生産の目安)を策定 し取り組むこととなっています。(図表-1)
- 〇 近畿では、各府県が自主的に設定した作付方針(生産の目安)に沿って、需要に応じた生 産・販売に向けた取組が着実に進められたところ、令和6年10月11日に公表された「令和6 年産の水田における作付状況(令和6年9月15日時点)」によると、管内の主食用米の作付 面積は、前年産の作付実績と比較すると総じて減少しています。(図表ー2)
- 農林水産省では、引き続き、各県・各産地の作付意向の把握・公表、米に関するマンスリ ーレポート等の情報提供を行うとともに、戦略作物の本作化や水田の畑地化を推進する水田 活用の直接支払交付金(図表-3)等の支援を講じることとしています。

図表-1 令和6(2024)年産米の需給調整取組状況

(単位・+ ha)

						(単位:t、lia)	
	作付方針(生	上産の目安)	主食	用米	達成状況		
	生産量	作付面積	実生産量	実作付面積	生産量	作付面積	
滋 賀	146, 100	28, 205	141, 700	27, 400	4 , 400	▲ 805	
京 都	63, 939	12, 537	68, 500	13, 000	4, 561	463	
大阪 注2	l	_	20, 700	4, 290	_	_	
兵庫 注3	150, 000	29, 940	158, 100	32, 200	1 5, 600	▲ 2, 470	
奈 良	39, 260	7, 667	41, 900	7, 960	2, 640	293	
和歌山	29, 720	5, 982	28, 700	5, 680	▲ 1,020	▲ 302	
近 畿	429, 019	84, 331	459, 600	90, 530	▲ 13,819	▲ 2,821	
全 国	6, 833, 000		6, 792, 000	1, 259, 000	4 1,000		

- 30年 旅代が元生 1888 注2: 近畿各府県の作付方針(生産の目安)は、各県の再生協議会等が設定したもの。(ただし、生産量又は作付面積が未設定の場合は平年収量を用いて算出) 注2: 大阪府は、作付方針(生産の目安)を設定していない。 注3: 兵庫県の作付方針(生産の目安)には酒造好適米(23,700t)を含んでいないが、実生産量及び実作付面積には酒造好適米を含む。 注4: 近畿谷府県の積上げ値と近畿計は、一致しない場合がある。

- 注4:近畿各府県の積上け値と近畿計は、一致しない場合かめる。 注5:全国の生産量は、国が令和6年10月30日に策定した基本指針(需給見通し)における主食用米等生産量。 注6:主食用米の実生産量及び実作付面積は、大臣官房統計部が令和7年2月28日に公表した作物統計調査「令和6年産水陸稲の収穫量」。

図表-2 令和6(2024)年産米等の作付状況(令和6年9月15日時点)

(当4:1-1

																	(₫	<u> 单位 : ha)</u>
											戦略	作物						
	主食	用米	備蓄	用米	加工	用米	米粉	用米	飼料	用米	WCS (稲発酵料		新市場閉 (輸出		妻 (基		大	
	作付 実績	増減 (前年比)	作付 実績	増減(前年比)	作付 実績	増減	作付 実績	増減(前年比)	作付 実績	増減(前年比)	作付 実績	増減(前年比)	作付 実績	増減	作付 実績	増減	作付 実績	増減(前年比)
滋賀	27, 400	+ 400	231	▲ 51	505	▲ 102	50	▲ 8	1, 507	▲ 526	334	24	250	45	8, 505	283	537	▲ 55
京都	13, 000	▲ 200	-	-	530	▲ 22	12	2	119	▲ 14	178	20	21	4 4	275	▲ 15	264	▲ 3
大 阪	4, 290	1 40	-	-	0	0	1	4 4	6	0	6	2	-	- 1	0	A 2	5	▲ 3
兵 庫	32, 200	▲ 300	-	-	667	A 7	40	A 8	690	▲ 129	1, 040	68	215	29	1, 954	22	1, 620	▲ 39
奈 良	7, 960	▲ 240	-	-	11	A 8	31	A 5	32	1 8	41	▲ 2	-	ı	72	4	23	1
和歌山	5, 680	▲ 100	-	-	-	-	1	0	2	▲ 0	4	▲ 0	-	-	9	6	8	▲ 2

資料:農林水産省「令和6年産の水田における作付状況について(令和6年9月15日時点)」(令和6年10月公表)データを基に農政局で作成

図表-3 令和5 (2023) 年度水田活用の直接支払交付金交付状況 (令和6年4月末時点)

(単位:億円、ha)

				戦	战略作物助成(基幹作物)面積					参考			
府県	支払件数	支払金額	麦	大豆	飼料作 物	W C S 用稲	米粉用米	飼料用米	加工用米	そば	なたね	新市場開拓用米 (輸出用米)	地力増進作物
滋賀	4, 122	48. 1	2, 650	396	146	322	52	2, 027	225	107	8	156	10
京都	3, 622	10.1	274	175	43	157	9	132	206	123	ı	12	4
大阪	1, 541	1.1	2	6	1	4	5	6	0	-	ı	-	-
兵庫	12, 371	43. 7	1, 932	1, 382	750	959	40	808	630	99	12	179	74
奈良	1, 254	2. 5	69	17	4	43	36	50	11	1	0	-	1
和歌山	1, 856	1.0	4	8	3	4	1	3	_	_	-	_	-
近畿	24, 766	106. 5	4, 931	1, 984	947	1, 489	143	3, 026	1, 072	330	20	347	89

資料:農林水産省「令和4年度の経営所得安定対策等の支払実績(令和6年4月末時点)」(令和6年10月18日公表)データを基に農政局で作成

[※] 飼料作物については、WCS用稲を除く

③ 米の消費拡大

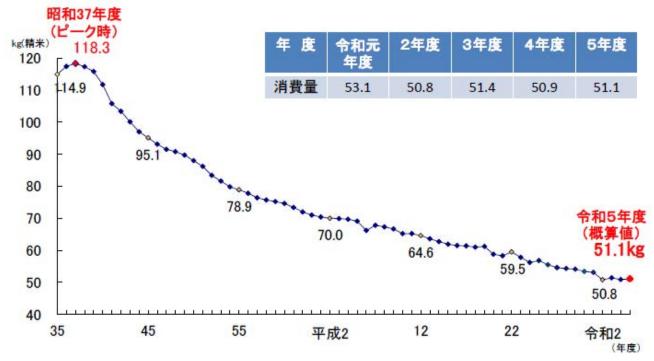
- 〇 米の需要の減少は、食生活の変化等の影響もあります。食事内容の変化をみると、 昭和 40 年度に比べ、令和 4 年度には牛肉料理や植物油の消費が大きく増加している 一方、国民 1 人当たりのごはんは 1 日 5 杯程食べていたものが、1 日 2.3 杯程まで減少しています。ごはんを 1 日にもうひと口食べることで、カロリーベース食料自給率が 1 %アップします。(図表 1、図表 2)
- ごはん食を通じた食育の推進を図るため、こども食堂・こども宅食やフードバンクに政府備蓄米を無償交付しています。また、児童・生徒・幼児等における「米の備蓄制度」への理解促進などのため、学校給食等に使用する米の一部に対し、政府備蓄米を無償で交付しています。
- 米の可能性を多くの人に知ってもらい、食料自給率の向上に資するため米粉の利用 促進に取り組んでいます。このため、米粉フェスを後援しています。また、生産者と 実需者との新たな結びつきによる商品開発を支援するため米粉商談会を開催しまし た。

図表-1:米の消費量変化の現状 食の多様化(具体的メニューの回数変化)



資料:農林水産省「食料需給表」

図表-2: 一人1年当たりの米の消費量 (kg/精米)



資料:農林水産省「食料需給表」

近畿の米の消費拡大や米粉の情報を掲載中です (近畿農政局 HP 掲載)









左上:米粉料理教室で紹介したレシピ

右上:米粉フェス 2024 の様子

左下、右下: 米粉関連動画(農政局作成)

(8) 生産基盤の強化と流通・加工の合理化

① 水田における高収益作物の導入

- 需要に応じた米の生産と併せて、水田における野菜等の高収益作物の生産を推進し、より所 得の高い経営構造への転換を図ることが重要です。
- 〇 このため、近畿農政局では作物の生産振興を担当する生産部、農業の担い手育成を担当する 経営・事業支援部、基盤整備を担当する農村振興部の関係課が連携し、平成31年2月から「近 畿農政局水田農業高収益化推進プロジェクトチーム」を発足させ、基盤整備や施設機械導入等 の各種支援を行っています。
- また、プロジェクトチームでは、府県市町村や農業者団体に加え、量販店や食品企業といった実需者の参加を得て、双方の取引関係の構築に向けて、生産者と実需者とのマッチング支援に取り組んでいます。
- 〇 令和6年度は、関係機関等と連携し、国営基盤整備地区、地場野菜、果物、米粉、オーガニックビレッジ宣言市町村等をテーマに、生産者と実需者とのマッチング支援を行いました。 延べ生産者 93 団体、実需者 85 社等、総勢 475 名が参加され、延べ 541 商談を実施し、品目数で 167 の商談成立・見込み(再商談等)となりました。

5月	北淡路地区現地商談・検討会(局基盤整備部局と連携)関係機関等 80 名参加
7月	JA 全農大阪・JA 大阪泉州現地商談・検討会(地場野菜等)、関係機関等 60 名参加
10 月	近畿管内果物商談会(政策金融公庫と連携)、関係機関等 100 名参加
10 月	近畿管内米粉商談会(近畿米粉食品普及推進協議会と連携)、関係機関等 50 名参加
11 月	兵庫県北播磨地域現地商談・検討会(加東市役所等)、関係機関等 70 名参加
1月	オーガニックビレッジ等宣言している生産者等商談会(オーガニックビレッジ部局と
	連携)、関係機関等 115 名参加



(北淡路地区現地)



(JA 全農大阪·JA 大阪泉州現地)



(果物商談会)



(北播磨地域現地)



(米粉商談会)



(オーガニックビレッジ商談会)

② 園芸作物の生産体制強化

- O 我が国の農業は、国民への食料の安定供給という重要な役割を果たしており、農業者の高齢化の進行や、消費・流通構造の変化等への対応が求められています。
- 〇 このため、農林水産省では、国産農産物の安定的な供給体制を構築するため、各 種支援策を講じています。
- 近畿農政局では、需要の変化に対応した園芸作物の先導的な取組、海外等の新市場を開拓していくための拠点整備を支援しています。(図表 1)

図表-1 産地の課題に対応した支援

てんちゃ

~碾茶の需要拡大に対応した収益力向上~

JA 全農京都府本部では、碾茶(抹茶の原料)需要の伸びに伴い拡大した生産量に対応するため、自動格納式冷蔵施設を備えた物流拠点を整備することにより、集出荷施設の処理能力と茶冷蔵保管能力の増強を図り、実需者への優位販売や煎茶から碾茶への転換による収益力向上に取り組んでいます。

(強い農業・担い手づくり総合支援交付金)



宇治茶流通センター

~高品質な黒大豆枝豆の産地形成による収益力向上~

JA 兵庫六甲では、黒大豆枝豆の脱炭から選別、袋詰めなどの出荷調製作業の省力化と品質向上を図るため、色や形の識別・異物検出が可能な選別機や洗浄・脱水機、予冷庫を備えた出荷調製施設を整備し、黒大豆枝豆のブランド化と産地拡大による収益力向上に取り組んでいます。

(産地生産基盤パワーアップ事業)



黒大豆枝豆の出荷調製施設

~柑橘の供給量確保及びブランドカ向上による収益力 向上~

JA 紀州 (現 JA 和歌山) では、柑橘の市場への供給不足の解消やブランドカの向上を図るため、管内の2つの選果場を統合し、出荷一元化による供給量を確保するとともに、ブランド品の市場評価の低下につながる腐敗果の検出が可能なセンサー類が備わった集出荷貯蔵施設を整備し、ブランド品の市場評価の向上、出荷作業の労力軽減・低コスト化に取り組んでいます。

(強い農業づくり総合支援交付金)



柑橘の集出荷貯蔵施設

③ 農畜産物の消費拡大

- 農畜産物の国内消費は長期的にみて減少傾向で推移しています。
- このため、農林水産省では、花いっぱいプロジェクトなど様々なキャンペーンを展開し、農畜産物の消費拡大に取り組んでいます。(図表 1)
- 近畿農政局でも、消費者の部屋等を活用し、情報発信をしています。(図表-2)
- 今後も、農畜産物の消費拡大に向けて、様々な取組を進めていきます。

(図表-1) 消費拡大を呼びかけるポスター













(図表-2) 消費者の部屋等の展示



フラワーバレンタインを PR する展示



来庁者に向けて本局内で展示



夏休み親子見学デーでの 乳しぼり体験



滋賀県立図書館での畜産物 PR 展示の様子



くだもの 200 グラム運動を紹介

④ 畜産・酪農の生産基盤強化(畜産クラスター事業)

- 〇 我が国の畜産・酪農は、TPP11協定を含め各国との経済連携協定等が発効されるなど、新たな国際環境の下で収益力の向上や生産基盤の強化を図っていく必要があります。このため、畜産農家を始めとする地域の関係事業者が連携する畜産クラスター※の仕組みを活用し、生産コストの削減、規模拡大、外部支援組織の活用、経営基盤継承の推進など、地域一体となって行う取組を支援する畜産クラスター事業を平成27年度から実施しています。
- 〇 近畿管内では、これまでに 60 の畜産クラスター協議会が設立され、協議会が計画した当該 地域における畜産の収益力向上を図るための施設整備や機械導入の取組のうち、令和 6 年度 までに 107 件の畜舎等の施設整備を支援しています(図表)。
- 畜舎、堆肥舎等の建築に関しては、建築基準法の特例を定めることを内容とする「畜舎等の 建築等及び利用の特例に関する法律」(以下「畜舎特例法」という。)が令和4年4月に施行さ れました。これにより、都道府県に畜舎建築利用計画を申請し、認定を受ければ、一定の利用 基準を遵守することで、緩和された構造等の技術基準で畜舎を建築することができるため、農 業者や建築士の創意工夫により建築費を抑え、規模拡大や省力化機械の導入が一層進むこと が期待されています。また、令和5年4月から、畜舎特例法の「畜舎等」の対象に畜産業の用 に供する農業用機械や飼料・敷料の保管庫等が追加されました。

※ 畜産農家と地域の畜産関係者(コントラクター等の支援組織、流通加工業者、農業団体、行政等)が、ぶどう の房(クラスター)のように一体的に連携・結集することで、地域全体で畜産の収益向上を図る取組。

【図表】近畿の畜産クラスター協議会数及び畜産クラスター事業 (施設整備) の実施件数 (R7 年 3 月末現在)

÷ 18	畜産クラスター		畜種別内訳					
府県	協議会数	実施件数	乳用牛	肉用牛	養豚	養鶏		
滋賀県	1 0	3 8	6	3 2	ı	ı		
京都府	1 0	2 3	5	7	5	6		
大 阪 府	4	1	_	_	ı	ı		
兵 庫 県	2 4	3 8	6	3 1	-	1		
奈 良 県	9	8	1	2	-	5		
和歌山県	3	_	_	_	_	_		
近畿計	6 0	107	1 8	7 2	5	1 2		

資料:近畿農政局調べ



畜産クラスター事業で整備した牛舎内



畜産クラスター事業で整備した堆肥舎

⑤ スマート農業

- 〇 令和6年 10 月に「農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律(スマート農業技術活用促進法)」が施行されました。本法律では生産と開発に関する2つの計画認定制度を設け、認定を受けた農業者やサービス事業者は税制・金融等の支援措置を受けることができます。(図表—1)
- 〇 生産に関する「生産方式革新実施計画」は、全国で 22 計画が認定されています (令和7年3月末時点)。近畿農政局では、計画の認定を促進するため、制度の周知 と計画認定の希望者に対する伴走支援に取り組み、令和7年7月に初めて3計画認 定しています。
- 〇 また、農業者の生産活動を支援するサービスを提供するために必要なスマート農業機械等の導入を支援しており、近畿農政局管内では、これまで 72 事業者が活用しています(令和7年3月末時点)。
- 令和6年 12 月には、農研機構西日本農研センターと共催により「スマート農業 推進フォーラム 2024 in 近畿」を開催し、スマート農業に関する専門家による講演、 取組等を紹介するセミナー及び企業と生産者が情報交換を行えるマッチングを実 施しました。

図表-1 スマート農業技術活用促進法の概要



【スマート農業推進フォーラム 2024in 近畿】



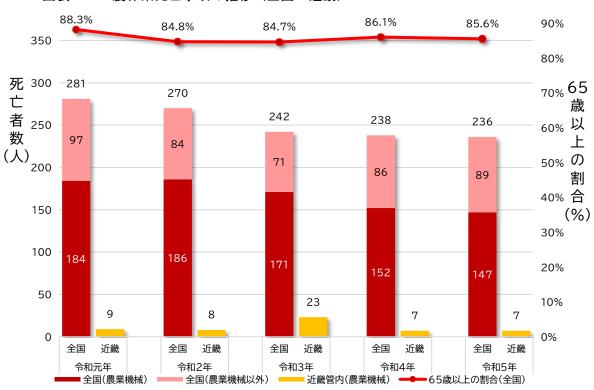
セミナー会場の様子



マッチング、展示の様子

⑥ 農作業安全対策

- 全国では、令和5年度に農作業死亡事故が236件発生していますが、そのうち8割以上は65歳以上の高齢者によるものです。このことから、特に高齢者を中心として事故件数を減少させることが喫緊の課題となっています。(図表 1)
- 〇 近畿管内では、作付面積、農家数が他府県と比較して大きい兵庫県で、死亡事故 件数が多くなっています。(図表-2)
- 農林水産省では、農作業事故死亡者数を令和6年度から令和8年度の3年間で令和4年度の件数から半減(238人→119人)することを目標として設定し、農作業安全に関する研修の実施を推進する等、事故防止に向けた取組を行っています。



図表-1 農作業死亡事故の推移(全国・近畿)

資料:農林水産省調べ

図表-2 農作業死亡事故推移(府県別)

(単位:人)

年度	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	近畿
R元	I	4	ı	5	I	ı	9
R2	I	I	-	8	I	I	8
R3	6	-	_	8	4	5	23
R4	-	-	_	7	-	-	7
R5	_	_	_	7	-	_	7

資料:農林水産省調べ(事故者数が0~3人の府県は「-」で示している。)

⑦ GAP (農業生産工程管理)

- O GAP*は、農業経営の改善や効率化、環境負荷の低減につながるとともに、輸出を含め取引に際してブランドカの向上に資するなど重要な取組です。
- 〇 近畿の GAP 認証取得経営体数(令和7年3月末時点(ASIAGAP 及び JGAP))は、232 経営体(全国6,693 経営体)となっており、工芸作物の生産が盛んな京都府や奈良県で多くなっています。(図表-1)品目別では、茶が全体の6割以上を占めています。(図表-2)これは、原材料の安全性についての説明責任が高まっていることや、拡大基調にある輸出先で取引の際に必要となってきていること等を背景に、実需者が茶の品質保証をより求めていることが一因にあると考えられます。
- 〇 農林水産省では令和 12 年までに、ほぼ全ての国内の産地で国際水準 GAP を実施することを目標に掲げており、府県における指導体制の構築や生産現場への普及啓発のほか、優良事例表彰による機運の醸成、団体認証取得等の支援、実需者に対する GAP 認証農産物の流通拡大に向けた働きかけなど様々な取組を進めています。
- ※GAP (Good Agricultural Practice) 農業生産工程管理。農業において、食品安全、環境保全、労働安全、 人権保護及び農場経営管理の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組。

図表-1 GAP 認証取得経営体数 (単位:経営体)

	ASIAGAP	JGAP	計
滋 賀	4	15	19
京 都	81	12	93
大 阪	0	7	7
兵 庫	5	29	34
奈 良	54	11	65
和歌山	1	13	14
近畿	145	87	232
全国	1, 761	4, 932	6, 693

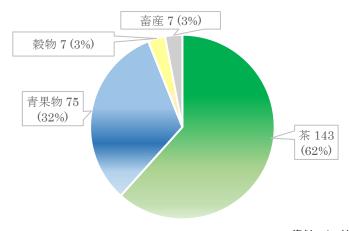
ASIAGAP: 一般社団法人日本のGAP協会が策定した第三者認証のGAP。 国際承認を取得しており、アジアで普及を目指す。

JGAP: 一般社団法人日本のGAP協会が策定した第三者認証のGAP。日本で普及。

GLOBALG. A. P. : ドイツの Food PLUS GmbH が策定した第三者認証のGAP。主に欧州で普及。

資料: (一社) 日本 GAP 協会公表(令和7年3月末時点)。 GLOBALG. A. P. は全国で721 経営体(令和7年3月末時点)、GLOBALG. A. P. 提供。

図表-2 品目別の GAP 認証取得経営体数(近畿)



資料:(一社)日本 GAP 協会公表資料等を基に近畿農政局で作成 令和7年3月末時点

(9) 知的財産・地域ブランド

① 地理的表示(GI)保護制度

- 〇 「地理的表示(GI)保護制度」は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因の中で育まれてきた品質、社会的評価等の特性を有する産品の名称を、地域の知的財産として保護する制度です。
- 〇 国内の登録産品 161 のうち近畿では、農産物 9 産品、畜産物 3 産品、水産物 1 産品、加工品 4 産品の 計 17 産品(令和 7 年 3 月末現在)が登録されており、近畿農政局では、制度の普及、更なる登録に向けた取組とともに、制度の適正な執行のための検査を行っています。(図表—1)

~GI登録によるメリット~

- ◆真正な日本産品「ジャパン・ブランド」としてアピールできることにより、競合する産品と の差別化・競争力強化にも役立ちます。
- ◆国内における名称の不正使用や模倣品を市場から排除(行政(農林水産省)が取締りを実施)し、名称、ブランド価値の保護に役立ちます。
- ◆EU及び英国とのGI産品の相互保護制度により、GI相互保護国であるEU及び英国において外国当局が不正の取締りを行い、外国においても保護されます。(図表-1の★☆)

図表-1 近畿のGI登録産品(外国における相互保護: ☆=EU、★=英国)

	ZI EX U) CI I	豆稣注明 (川田1601)	る旧五木設・メーLU、メー矢国/
登録番号 登録日	産品名		特徴
第2号 平成27年 12月22日		但馬牛、 但馬ビーフ、TAJIMA BEEF (兵庫県) ☆★	兵庫県北部の但馬地方の山あいで長い歳月をかけ改良が重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B2 等級以上に格付けされた枝肉であり、肉そのものが柔らかい。
第3号 平成27年 12月22日		神戸ビーフ、神戸肉、 神戸牛、KOBE BEEF (兵庫県) ☆★	兵庫県北部の但馬地方の山あいで長い歳月をかけ改良が重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B4等級以上でBMSNo6以上に格付けされた枝肉であり、最高級の霜ふり肉。
第 12 号 平成 28 年 3 月 29 日	3 4 2	三輪素麺 、 Miwa Somen (奈良県) ☆★	約 1300 年前の奈良時代に生産が始まり、三輪地方が手延べ素麺発祥の地と伝えられている。しっかりとしたコシの強さから、伸縮性に優れており、非常に細い製麺が可能であることと、茹で上げ後の茹で伸びが抑制される。
第 37 号 平成 29 年 6 月 23 日	***	万願寺甘とう、 Manganji Amato (京都府) ☆★	辛み成分のない甘味種とうがらし。ピーマンのような肉厚な果肉を有する。大型果であるが果肉は柔らかく、丸ごと食べられる。肩部のくびれとやや湾曲した果形が特徴。さわやかな甘い香りと、ほのかなとうがらしの香りが匂う独特の風味。
第 39 号 平成 29 年 8 月 10 日		紀州金山寺味噌 (和歌山県) ☆★	和歌山県内で伝統製法により生産されている食べる味噌。野菜を麹と一緒に仕込み、発酵・熟成させているため、麹と野菜の味とが溶け合い、味がまろやかである。また、粒が残った状態でも柔らかな食感。
第 56 号 平成 29 年 12 月 15 日		近江牛、 OMI BEEF (滋賀県) ☆★	兵庫県北部の但馬地方の山あいで長い歳月をかけ改良が重ねられた但馬牛を素牛として肥育し、A・B4等級以上でBMSNo6以上に格付けされた枝肉であり、最高級の霜ふり肉。
第 78 号 令和元年 5 月 8 日	建 电电5大型	佐用もち大豆、 Sayo Mochidaizu (兵庫県) ☆★	グリシニン(タンパク質)含有量が多く、加熱するともちもちした 食感を有する在来種の大豆。一般的な品種と比較すると大粒で約3 割重く、ショ糖をはじめとした糖質含量が高く甘味が強い。大豆を 専門に取り扱う流通業者からこれらの品質が高く評価されている。

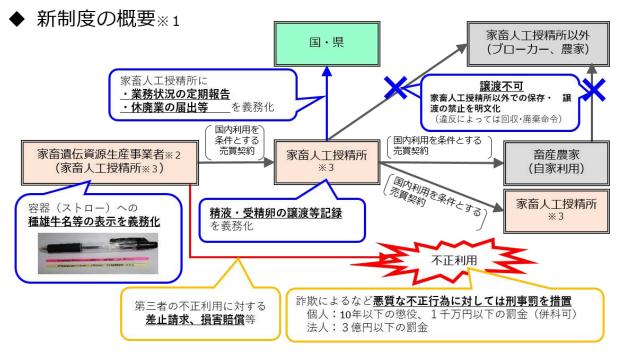
登録番号 登録日	産品名		特徴
第 85 号 令和元年 9 月 9 日		伊吹そば、Ibuki Soba、 伊吹在来そば、Ibuki Zairaisoba (滋賀県) ☆★	伊吹山中腹で栽培されてきた在来種で主に直径 4.5mm 以下の小粒なそば。甘皮(種皮)の部分が多く、それに由来する緑の色調や香りが強く出る。また、うま味と甘みは他の優良品種と比べても遜色がなく、製粉業者やそば店から高く評価されている。
第 108 号 令和 3 年 5 月 31 日		わかやま布引だいこん、 Wakayama Nunohiki Daikon (和歌山県) ★	生産地である和歌山市布引地区、内原地区、紀三井寺地区、毛見地区の砂質土壌で生産される青首大根。根部の上から下まで太さがそろいヒゲ根が少なく、毛穴が浅く肌のきめが細かい。また、市場関係者からも、産品の品質の良さが評価され、高値での取引に繋がっている。
第 122 号 令和 4 年 10 月 21 日		近江日野産日野菜、 Omi Hinosan Hinona (滋賀県)	ほっそりとした形と酢のみで安定的にさくら色を発色するほど根 の上部まで濃い赤紫の色調を呈している。
第 133 号 令和 5 年 7 月 20 日		あら川の桃、 Arakawa no Momo、 Arakawa Peach (和歌山県)	外観に優れ良好な食味や数百年に及ぶ歴史と知名度の高さから、卸売市場では高価格で取引されている。開花期のピンク色の絨毯を敷き詰めたような桃源郷をも思わせる絶景は、多くの観光客が足を運び、この地域の季節を感じさせる風物詩となっている。
第 137 号 令和 5 年 7 月 20 日		富田林の海老芋、 Tondabayashi-no-Ebiimo (大阪府)	その名の由来とされる海老のような湾曲した形状と縞模様が特徴。 食味としてのほくほく感の指標である乾物率が他産のものより高 く、滑らかな舌触りから高級食材として、通常の里芋より高値で取 引され、京都や東京の料亭などから重宝されている。
第 144 号 令和 6 年 1 月 29 日		淡路島3年とらふぐ、 Awajishima 3nen Torafugu (兵庫県)	一般的な養殖とらふぐの 1.5~2倍と大きく、引き締まった身質と 歯ごたえ、濃厚な味などが需要者から評価され高値で取引。「とら ふぐ」目当ての観光客が増えるなど、冬の淡路島を代表するブラン ドとして定着。
第 150 号 令和 6 年 3 月 27 日	add of the second	水口かんぴょう、 Minakuchi Kanpyo (滋賀県)	調理した際に、やわらかく、味がよく染み込むのが特徴。江戸時代から「かんぴょう」の名産地とされ、春の祭礼などで食べられている郷土料理「宇川ずし」には欠かせない食材としてふんだんに使われるなど、地元の食材として代々受け継がれ地域の食文化として根付いている。
第 154 号 令和 6 年 8 月 27 日	A COUNTY OF THE PARTY OF THE PA	揖保乃糸、 IBONOITO (兵庫県)	茹で伸びしにくく滑らかな舌触りとコシのある歯切れのよい食感を有しており、手延素麺では日本一の生産量を誇るなど、名品として高い認知を得ている。
第 161 号 令和 7 年 1 月 30 日		泉州水なす、 Sensyu Mizunasu、OSAKA MIZUNASU、大阪柴晶茄 (大阪府)	絞ると水がしたたり落ちるほど多くの水分を含み、果皮と果肉が柔らかで、ほのかな甘みがあり、皮が薄くあくが少ないのが特徴。 泉州地域を代表するブランド野菜であり、漬物や郷土料理に使用されるなど地域の食文化に定着しており、大阪を代表する土産物・贈答品としても人気である。
第 165 号 令和 7 年 3 月 18 日		京賀茂なす Kyo Kamonasu (京都府)	正円形でへタに大きな棘があり、黒光りする紫色の外観を特徴とする大型の丸なすである。肉厚でとろみが強いものの加熱しても煮崩れしないため、地域の伝統料理である「なすの田楽」をはじめ会席料理などでも重宝され、市場や料亭などの実需者からも高く評価されている。

② 家畜遺伝資源保護

- 和牛を始めとする我が国の畜産物は世界的にも評価が高まっており、高品質な畜産物の 国内での生産を促進する上で家畜人工授精及び家畜受精卵移植が適切に実施されることが 一層重要となっています。
- 〇 しかしながら、平成30年6月、和牛の精液と受精卵を不正に輸出する事案が発生し、家 畜人工授精用精液等について、知的財産としての価値の保護や流通の適正化が強く求められ ています。
- 〇 こうした状況を受けて、令和2年の通常国会において、「家畜改良増殖法の一部を改正する法律」及び「家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律」が新たに制定され、これらの法律に基づく新たな仕組みが同年10月1日に施行されました。
- O また、令和2年の法改正以降、各地方農政局等において、家畜人工授精所に対する家畜 改良増殖法に基づく立入検査を定期的に実施し、和牛をはじめとする家畜遺伝資源の適正 管理等に関する点検・指導を行っています。

【和牛遺伝資源関連2法の概要】

- ① 家畜改良増殖法の一部を改正する法律
 - ・精液・受精卵の流通規制の強化(下図の青囲み部分)
- ② 家畜遺伝資源に係る不正競争の防止に関する法律
 - ・契約の当事者でない第三者の不正利用にも対抗できる仕組みの創設(差止・損害賠償請求、 刑事罰)(下図の黄囲み部分)

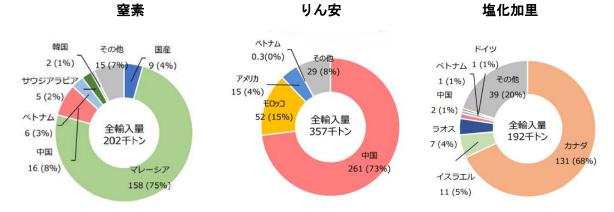


- ※1 本図は、新制度のうち、特に精液や受精卵の適正な流通の確保を必要とするものとして農林水産大臣が指定する特定家畜 (和牛4品種(①黒毛和種、②褐毛和種、③日本短角種、④無角和種)およびそれら同士の交雑種)に係る制度の概要。
- ※2 家畜遺伝資源生産事業者とは、種雄牛等の家畜から精液・受精卵を採取・生産し、供給する家畜人工授精所を指す。
- ※3 家畜人工授精所とは、家畜の精液・受精卵を生産・保管・譲渡する事業所であり、開設には都道府県知事の許可が必要。

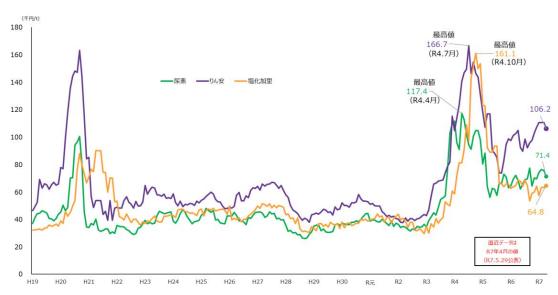
(10) 国内肥料資源利用拡大対策

- 〇 作物生産に必要不可欠な肥料は、その多くを海外に依存しており、国際市況や原料 産出国の輸出動向の影響を強く受けることから、昨今の化学肥料原料に係る国際価格 の上昇と相まって我が国の肥料原料調達の脆弱性が危惧されています。(図表-1、図 表-2)
- このため、海外からの輸入原料に依存した肥料から国内資源を活用した肥料への転換を進め、国際情勢に左右されにくい安定的な肥料の供給と持続可能な農業生産を目指すため、堆肥や下水道汚泥資源等の国産資源を活用した肥料への転換を進める「国内肥料資源利活用拡大対策事業」を実施しています。(図表-3)
- 〇 併せて、国内肥料資源の利用拡大に向けた全国推進協議会を令和5年2月10日に設立し、肥料原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者の3者それぞれにメリットのある形での連携した取組を推進しているところであり、近畿農政局においても管内の状況に応じた多様な取組の創出に向け、令和6年8月に国内肥料資源の利用拡大に向けたシンポジウム in 近畿、同12月に令和6年度国内肥料資源の利用拡大セミナー及び情報交換会を開催しています。(図表-4)

図表-1:化学肥料原料の輸入相手国(R5肥料年度(令和5年7月~令和6年6月))



図表-2:肥料原料の輸入通関価格の動向



(資料: 図表1,2とも、農林水産省農産局技術普及課作成「肥料をめぐる情勢」より引用)

原料供給事業者、肥料製造事業者、肥料利用者 との間で連携計画を作成した者へ支援

原料供給事業者

堆肥の高品質化等に必要な施設等の整備支援

- ·堆肥化処理施設
- ·乾燥施設 ·臭気設備 等

肥料向けの国内資源 の供給実証支援

- ·資材購入費
- ·成分分析費等

肥料製造事業者

肥料の製造施設等の 整備支援

- ・ペレット化施設
- ·乾燥施設 ·臭気設備 等

肥料の試作支援

- ·資材購入費
- ·成分分析費等

肥料利用者

肥料の利用機械等の 導入支援

- ·堆肥等散布機
- ·土壌分析機 等

肥料の効果検証支援

- ·資材購入費
- ·土壌分析費 等

図表-4:令和6年度国内肥料資源の利用拡大セミナー及び情報交換会





(11) 動植物防疫

① 植物防疫

- 病害虫のまん延は、農業に重大な損害を与えるおそれがあり、かつ、県境を越えて拡大するため、国と都道府県は協力して病害虫の防除を行い、まん延を防止する 必要があります。
- 植物防疫法に基づき、国は都道府県の協力の下、病害虫の発生状況、気象、作物の 生育状況等の調査を踏まえ、その後の病害虫の発生を予測し、それに基づく情報を 農業関係者に提供する発生予察事業を実施しています。

また、近畿の各府県の病害虫防除所は、令和6年度、病害虫発生予察注意報*1を31件発出しています(カメムシ類16件、オオタバコガ2件等)。

なお、警報*2の発出はありませんでした。

- スクミリンゴガイ(ジャンボタニシ)について、近年の暖冬などの影響からこれまで被害が顕著でなかった地域においても被害が確認されていることから、各府県の協力の下、生産者に向けた冬期の耕うん、薬剤散布等の防除対策の普及・啓発を行っており、全国で実施されている防除対策を取りまとめ、各技術の防除のポイントと留意事項を整理した「スクミリンゴガイ防除対策マニュアル」を農林水産省ホームページに掲載しています。
- 〇 平成 24 年に国内で初めて確認されたクビアカツヤカミキリについて、近畿においても、平成 27 年以降、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県で、うめやもも等の果樹類に被害*3が確認されており、まん延防止に向けて関係者間で情報共有を実施しています。



○ スクミリンゴガイ (ジャンボタニシ) の成貝 (原図近畿農政局)



クビアカツヤカミキリ成虫 (原図農林水産省 HP)

- ※ 1 警報を発表するほどではないが、重要な病害虫が多発することが予測され、かつ、早急に防除措置を 講じる必要がある場合に発表。
- ※2 重要な病害虫が大発生することが予測され、かつ、早急に防除措置を講ずる必要がある場合に発表。
- ※3 クビアカツヤカミキリについては、上記4府県のほか、京都府において街路樹での被害を確認。

② 家畜防疫

- 豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどの特定家畜伝染病は、感染拡大すると、畜産業に及ぼす影響が甚大であるほか、国民への食肉や鶏卵などの安定供給に影響を及ぼします。そのため、特定家畜伝染病の発生を予防し、まん延を防止するために、飼養衛生管理基準の遵守の徹底が図られています。
- 近畿農政局では、管内府県と協力して、飼養衛生管理基準の遵守の徹底を図ると ともに、消費・安全対策交付金を用いて、野生動物からの感染予防のための侵入防 護柵の整備等を進めています。
- 万が一、豚熱や高病原性鳥インフルエンザなどが発生した際には、都道府県が主体となって、まん延防止のため、殺処分などの防疫措置が行われます。近畿農政局では対策本部を設置して、発生県からの要請に応じて防疫作業を支援する職員の派遣等に対応しています。また、発生農場の経営再開や周辺地域の農場の経営面での支援などにも対応しています。
- 令和6年度シーズンでは、東海農政局管内愛知県において、高病原性鳥インフルエンザが多発したことから、令和7年 1 月 23 日から2月7日までの間のうち9日間に計 45 名の職員を派遣しました。
- 近畿での鳥インフルエンザ発生状況及び防疫措置状況等

(令和4年度シーズン以降)

発生年月日及び場所	措置状況及び職員の派遣状況(人数は延べ人数)
和歌山県白浜町	・飼養あひる等約 60 羽をすべて殺処分。
(令和4年11月)	・疫学調査の補助に2人派遣
兵庫県たつの市	・飼養鶏(採卵鶏)約 4.4 万羽をすべて殺処分。
(令和4年11月)	・県庁リエゾンを 11 人派遣。
	・疫学調査の補助に2人派遣
和歌山県和歌山市	・飼養鶏(採卵鶏)約 4.6 万羽をすべて殺処分。
(令和4年11月)	・和歌山県の要請を受け近畿農政局の職員6人が防疫措置を支援するととも
	に連絡員を3人派遣。
	そのほか、県庁リエゾンを 16 人派遣(うち2人は連絡員を兼務)。
	・疫学調査の補助に2人派遣
滋賀県大津市	・飼養鶏(採卵鶏)約 4,000 羽をすべて殺処分。
(令和5年1月)	・県庁リエゾンを8人派遣。
	・疫学調査の補助に2人派遣
滋賀県大津市	・飼養エミュー6羽及び疫学関連農場(同市内)での飼養鶏(採卵鶏)約 40 羽
(令和5年1月)	をすべて殺処分。
	・疫学調査は滋賀県が実施

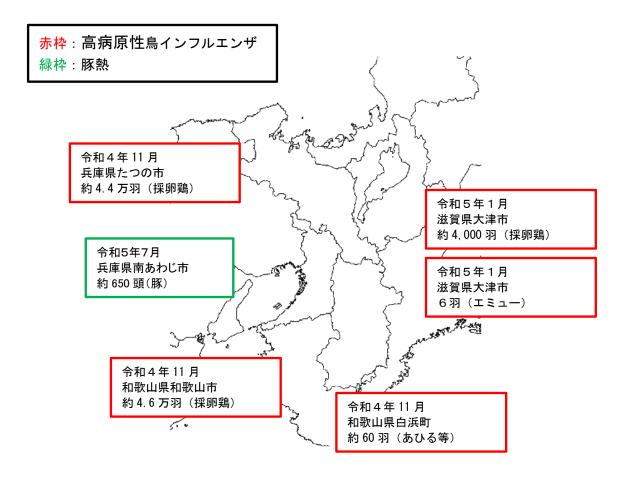
- (注1)疫学関連農場とは、発生農場と同一の者が飼養管理を行うなど、ウイルスに汚染された可能性のある農場をいう。
- (注2)令和5年度、6年度シーズンの発生はなし(令和7年3月31日現在)

〇 近畿での豚熱の発生状況及び防疫措置状況等

(令和4年4月以降)

発生年月日及び場所	措置状況及び職員の派遣状況(人数は延べ人数)
兵庫県南あわじ市 (令和5年7月)	・飼養豚約 650 頭をすべて殺処分。・県庁リエゾンを 16 人派遣。・疫学調査の補助に1人派遣

○ 近畿での豚熱及び高病原性鳥インフルエンザ発生の状況(令和4年4月以降)



○消費・安全対策交付金を用いた野生動物侵入防止柵



(写真: 奈良県提供)

〇「消費者の部屋」、メルマガや消費者相談を通じた 正確な情報提供(写真は、近畿農政局「消費者の部 屋」における展示)



(12) 農業を支える農業関係団体

① 農業協同組合

- 農業協同組合は、農業者等の組合員に向けた信用・共済及び経済事業を幅広く持つことから、 総合農協とも呼ばれている農業関係団体です。
- 近畿における総合農協数は、令和5年度は51 農協で、20年前に比べ25%減少しましたが、減少率は全国の43%と比べると小さいものとなっています。(図表 1)
- 〇 また、組合員数は、1,411 千人(令和5年度)で、前年と比べてほぼ横ばいで推移していますが、平成 18 年度に正組合員数を准組合員数が上回って以降、その差が広がっており、正組合員数の割合は33%まで低下しています。(図表-2)
- 今後とも、総合農協には、地域の農業を支える役割とともに、更なる販売力強化による農業者 の所得向上に向けた一層の取組が期待されています。

図表-1 総合農協の推移(府県別・近畿・全国)

(単位:数、%)

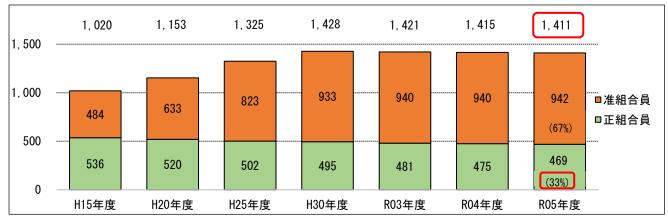
区	分	①H15 (2003) 年度	H20 年度	H25 年度	H30 年度	R03 年度	R04 年度	②R5 (2023) 年度	②—① 増減数	増減率
滋	賀	16	16	16	16	9	9	9	△ 7	△44%
京	都	7	5	5	5	5	5	5	Δ 2	△29%
大	阪	17	16	14	14	14	14	14	Δ 3	△18%
兵	庫	15	14	14	14	14	14	14	Δ 1	△7%
奈	良	1	1	1	1	1	1	1	0	0%
和哥	次 山	12	11	11	8	8	8	8	△ 4	△33%
近	畿	68	63	61	58	51	51	51	△ 17	△25%
全	国	952	779	731	649	585	563	544	△ 408	△43%

資料:農林水産省「農業協同組合等現在数統計」(最新年度:令和5年度)を基に、近畿農政局で作成。

注1:農協数は、信用事業を行う専門農協を含む。 注2:増減率は((②÷①) —1) ×100

図表-2 組合員数の推移(近畿)

(単位:千人)



資料:農林水産省「総合農協統計表」(最新年度:令和5年度)を基に、近畿農政局で作成。

② 農業委員会

- 農業委員会は、「農業委員会等に関する法律」に基づき市町村に設置される行政委員会 であり、農地法等の法令業務及び農地等の利用の最適化の推進等に係る業務を担ってい ます。
- 農業委員会数は、令和5年現在で全国 1,696 のうち、近畿は 194 です。(図表 1)
- 〇 近畿の農業委員数は 2,763 人、農地利用最適化推進委員数は 1,696 人で、合わせて 4,459 人となっています。(図表-2)
- 〇 農業委員会は、地域の話し合いを通じて、地域計画の策定(※1)に必要な目標地図(※2)の素案作りを担います。

今後は、農地利用の最適化を担う組織としてより一層、その取組の重要性が増しています。

- ※1地域計画とは、地域の目指すべき農業の在り方や農地利用の姿を明確化にするもの
- ※2目標地図とは、概ね10年後の農地を誰がどのように利用するか具体的に示した地図

図表-1 農業委員会数の推移(全国・近畿・府県別)

委員会数	令和元(31)	4	5		
滋賀	19	19	19	19	19
京 都	26	26	26	26	26
大 阪	42	42	42	42	42
兵 庫	40	40	40	40	40
奈 良	37	37	37	37	37
和歌山	30	30	30	30	30
近 畿	194	194	194	194	194
全国	1, 703	1, 702	1, 702	1, 697	1, 696

図表-2 農業委員数及び農地利用最適化推進委員数の推移(全国・近畿・府県別) (単位:人)

	令和え	t (31)	4	2	3	3	4	1	í	5
委員数	農業委員	農地利用 最適化 推進委員	農業委員	農地利用 最適化 推進委員	農業委員	農地利用 最適化 推進委員	農業委員	農地利用 最適化 推進委員	農業委員	農地利用 最適化 農業委員
滋賀	317	304	338	276	337	276	335	276	354	276
京 都	391	312	396	310	397	312	393	313	395	313
大 阪	609	134	617	134	615	132	612	129	612	133
兵 庫	584	489	586	491	582	492	578	489	579	489
奈 良	446	201	450	205	449	204	440	204	451	202
和歌山	368	289	371	290	372	289	374	288	372	283
近 畿	2, 715	1, 729	2, 758	1, 706	2, 753	1, 705	2, 732	1, 699	2, 763	1, 696
全 国	23, 125	17, 770	23, 201	17, 698	23, 117	17, 696	22, 995	17, 715	23, 029	18, 019

資料:農林水産省調べ(数値は、各年10月1日現在)

③ 土地改良区

- O 土地改良区は、公共投資による社会資本の形成である土地改良事業を行政に代わって実施する農業者の組織です。
- 〇 土地改良区数は、令和5年度末現在、全国4,095地区のうち近畿では670地区です。(図表-1)
- 近年、合併による組織運営基盤の強化等を図ったことから減少傾向にあります。
- 〇 今後とも土地改良区の組織強化を図ることで、土地改良施設の維持・管理をより 適正かつ効率的に行っていく必要があります。

図表-1 土地改良区数の推移(府県別・近畿・全国)

区分	平成15年度末 土地改良区数(A)	令和5年度末 土地改良区数(B)	增減数 (B)-(A)	(参考) 令和 5 年度末 市町村数
滋賀県	146	120	-26	19
京都府	84	68	-16	26
大阪府	81	77	-4	43
兵庫県	351	263	-88	41
奈良県	89	83	-6	39
和歌山県	73	59	-14	30
近畿	824	670	-154	198
全国	6,354	4,095	-2,259	1,724

資料:近畿農政局農村振興部土地改良管理課調べ

輸出の促進

(1)農林水産物・食品の輸出促進

輸出額の現状 1

- 農林水産物・食品の輸出については、我が国全体で2025年までに2兆円、2030年までに 5兆円という政府目標の達成に向け、関係機関が連携して事業者の支援を行っています。
- 近畿の港・空港から輸出される農林水産物・食品の輸出額は増加傾向で推移し、2024年の 実績は全国の約3割を占める4,181億円となっています。(図表-1、2)
- 国・地域別の輸出額は、アジアが約7割、北米が約2割を占め、香港が約873億円と最も 大きく、米国(約765億円)、中国(約629億円)の順になっています。(図表-3)

図表一1

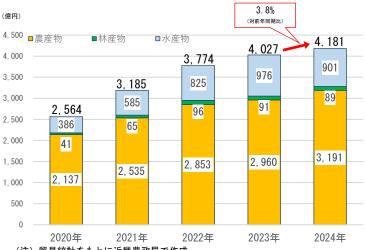
農林水産物の輸出額に占める近畿の港・空港 からの輸出割合 (2024年)



出典:「農林水産物・食品の輸出実績」(少額貨物を除く) (注) 貿易統計をもとに近畿農政局で作成

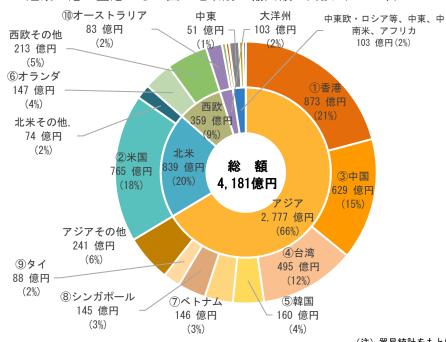
図表-2

近畿の港・空港からの輸出額の推移



(注) 貿易統計をもとに近畿農政局で作成

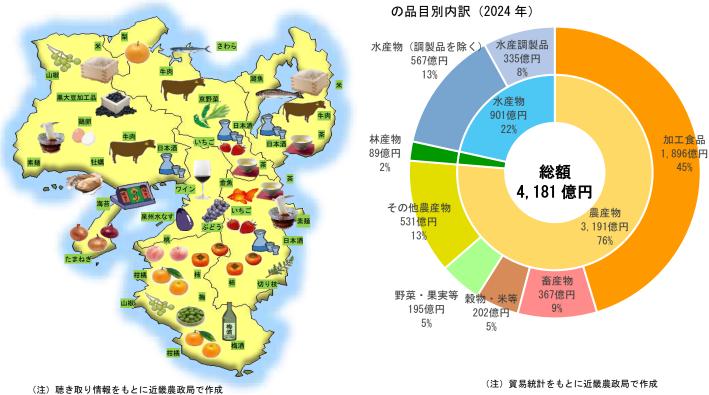
近畿の港・空港からの国・地域別の輸出額の内訳(2024年)



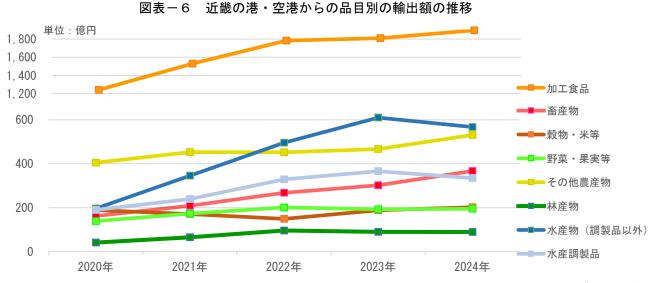
(注) 貿易統計をもとに近畿農政局で作成

- 〇 近畿の各地から様々な品目が輸出されていますが、代表的な品目は牛肉、緑茶、果実、菓子、日本酒などとなっています。(図表-4)
- 品目別の輸出額は、農産物が約4分の3を占め、なかでも加工食品の割合が最も高くなっています。続いて水産物、林産物の順となっています。(図表-5)
- 〇 過去5年間の推移をみると、水産物及び林産物は2024年に前年からわずかに減少しましたが、それ以外の品目では増加しています。(図表-6)

図表-4 近畿からの主な輸出品目マップ 図表-5 近畿の港・空港からの農林水産物・食品の輸出額



(注) 恥さ取り情報をもとに近畝辰政内で下水



(注) 貿易統計をもとに近畿農政局で作成

② 農林水産物・食品輸出プロジェクト (GFP)

- 〇 農林水産省は、輸出に意欲的な生産者・事業者をサポートするため、平成30年8月に農 林水産物・食品輸出プロジェクト(GFP)を立ち上げました。GFP登録者数は順調に増加し、 令和7年4月末現在で近畿の登録者は1,388件となっています。(図表-7)
- O GFP 登録者のうち希望者に対して輸出の可能性等を診断する訪問診断を実施しており、近畿では平成30年11月から令和7年4月末までに119回の訪問診断を実施しました。

図表-7 近畿の GFP 登録者数 (令和7年4月30日現在)

単位:件	農林水産・食品事業者	流通事業者、物流業者等	計
滋 賀	64	28	92
京 都	173	113	286
大 阪	192	302	494
兵 庫	191	129	320
奈 良	65	30	95
和歌山	74	27	101
近 畿	759	629	1, 388
全 国	5, 760	4, 659	10, 419

【訪問診断】食肉加工事業者の事例(対面・オンラインによる実施)

[課題] ▶国内における需要低下を鑑み、卸売市場で仕入れたブランド牛肉の輸出に取り組みたい。 ▶輸出先は決めかねている。

「参加関係機関からのアドバイス」

- ▶和牛の取扱いに関連する輸出促進協議会の紹介。(地方公共団体)
- ▶輸出実績や貿易統計から輸出先を選定する事業者も多い。輸出先の規制を満たすか否かを踏ま えた判断も必要なため、ジェトロ海外事業所への情報照会を提案。(ジェトロ)
- ▶競合他社との比較では、ブランドストーリーを提示できることが重要。(中小企業基盤整備機構)
- ▶アグリフード EXPO、制度融資の活用等を紹介。(日本政策金融公庫)

[訪問診断後]

- ▶仕入先の卸売市場が、ベトナム向け牛肉の施設登録を申請しているため、ベトナムを中心に東南アジアで業務展開するコンサルタント業者を紹介。(農政局輸出産地サポーター)
- ▶コンサルタント業者を介して、ベトナムの焼肉店との商談に向 、けて取組を進めている。



③ 農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略に基づく取組

- 〇 「海外から稼ぐ力」の強化に向けた、我が国の農林水産物・食品の輸出額を 2030 年に5 兆円とする目標の達成に向け、日本の強みを最大限に生かす 31 の輸出重点品目を選定するとともに、マーケットインの発想で輸出にチャレンジする事業者を後押しするため、令和7年5月に「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」を改訂しました。
- 〇 計画的にマーケットインの輸出に取り組む産地・事業者を育成するため、輸出事業計画を 策定し農林水産大臣の認定を受けた産地・事業者に集中して支援を実施することとしてお り、令和7年4月末現在で近畿では54件の輸出事業計画が認定されています。(図表-8)
- 〇 輸出拡大実行戦略において、輸出先国・地域のニーズや規制に対応した農林水産物を求められる量で継続的に輸出する産地を「フラッグシップ輸出産地」として選定・公表しており、令和6年12月時点で、近畿では4産地(全国:80産地)が認定されています。(図表-9)
- 〇 また、輸出先国・地域における規制措置の強化に伴い、輸出先国・地域の政府から求められる輸出証明書を発行しており、近畿では、令和6年度において、原発関連証明書 25,073件、自由販売証明書 609件、施設認定 28件、タイ向け GMP 証明書等 25件、衛生証明書 1,273件を発行しました。

図表-8 近畿で輸出事業計画の認定を受けた事業者一覧(令和7年4月末現在)

品目	府県名	事業者名
牛肉	滋賀県	近江牛輸出コンソーシアム
牛肉	京都府	京都市中央食肉市場コンソーシアム
牛肉	大阪府	大阪市(大阪市中央卸売市場南港市場)
牛肉	兵庫県	神戸食肉輸出コンソーシアム
牛肉	兵庫県	和牛マスター輸出拡大コンソーシアム
牛肉	兵庫県	三田食肉センター輸出拡大コンソーシアム
ŧŧ	和歌山	和歌山県農業協同組合連合会
かんきつ	和歌山	和歌山県農業協同組合連合会
柿	奈良県	奈良県農業協同組合
かき	和歌山	和歌山県農業協同組合連合会
イチゴ、柿	奈良県	奈良県
切り花	奈良県	奈良県枝物輸出促進協議会
茶	滋賀県	一般社団法人滋賀県茶業会議所
有機抹茶他(有機緑茶)	京都府	株式会社播磨園製茶
茶	京都府	京都府農林水産物・加工品輸出促進協議会宇治茶部会
緑茶	京都府	株式会社辻利一本店
茶	京都府	株式会社丸宗
抹茶、調製食料品	京都府	株式会社髙田通泉園
抹茶	京都府	D-matcha 株式会社
抹茶、清涼飲料・緑茶調製品	京都府	株式会社中村藤吉本店
コメ	滋賀県	全国農業協同組合連合会滋賀県本部
コメ	滋賀県	滋賀蒲生町農業協同組合

品目	府県名	事業者名
米穀 (無洗米)	大阪府	津田物産株式会社
コメ	兵庫県	阪神米榖株式会社
養殖マグロ・タイ・ブリ・シマアジ	大阪府	株式会社ショクシン
冷凍殻付かき	兵庫県	株式会社播磨灘
養殖クロマグロ等生鮮魚介類	和歌山	有限会社 M&E ソリューション
はまち(ブリ)	和歌山	株式会社丸徳水産
醤油、醤油加工品	大阪府	大醤株式会社
オーガニック醤油	兵庫県	足立醸造株式会社
醤油、醤油加工品	兵庫県	日本丸天醤油株式会社
醤油	奈良県	ニシキ醤油株式会社
菓子	京都府	株式会社和晃
菓子	京都府	株式会社上尾製菓
菓子	京都府	王子食品株式会社
菓子	京都府	有限会社井津美屋
コーヒーエキス、近江の茶エキス	滋賀県	ハニー珈琲株式会社
調味料、加工食品、日本酒	滋賀県	BIWAKO FOOD PRODUCT輸出促進協議会
レトルト食品	京都府	グリルにんじん株式会社
食酢	京都府	株式会社飯尾醸造
乾麺	兵庫県	播州乾麺輸出拡大協議会
乾麺	兵庫県	東亜食品工業株式会社
手延べそうめん	兵庫県	兵庫県手延素麺協同組合
アイスクリーム	兵庫県	株式会社デザートプラン
豆・昆布製品	兵庫県	フジッコ株式会社
フリーズドライ味噌汁・スープ	兵庫県	株式会社コスモス食品
即席めん	兵庫県	イトメン株式会社
濃縮飲料ポーションパック製品	奈良県	株式会社やまと蜂蜜
有機梅加工品	和歌山	有限会社深見梅店
みかんジュース	和歌山	株式会社早和果樹園
日本酒	滋賀県	滋賀県酒造組合
日本酒	京都府	「京の米で京の酒を」推進会議~京都酒米振興プロジェクト~
清酒、及び清酒をベースとしたリキュール	京都府	松井酒造株式会社
ウイスキー	兵庫県	株式会社西山酒造場

図表 - 9 近畿のフラッグシップ輸出産地(令和6年12月時点)

品目	産 地	輸出に向けた規制・ニーズに対応した生産・流通の取組
茶	京都府農林水産物・加工品 輸出促進協議会宇治茶部会 (京都府)	・北米・EUの残留農薬基準に対応するため実証実験を実施し、防除体系の ブラッシュアップを行っている。 ・生産者や茶流通業者、関係機関等を対象とした「宇治茶輸出研修会」を開 催し、輸出の現状や課題、方法について産地全体で共有。
牛 肉	和牛マスター 輸出拡大コンソーシアム (兵庫県)	・米国・EUにおいて、和牛肉の魅力やセカンダリー部位を活用したカット 技術、調理手法等をアピールするプロモーションを実施。 ・HACCP やアニマルウェルフェアの対応基準をクリアするため、衛生管理の 専門家を雇用し、システムの構築及び現場従事者への教育研修を実施。

*	全国農業協同組合連合会 滋賀県本部(JA 全農しが) (滋賀県)	・タイ、香港、台湾、シンガポールの大手寿司チェーン海外店舗向けにおいて、国内店舗と同銘柄米を供給。 ・アメリカ向けにおいて、滋賀県の環境こだわり米への要望が強くあったため、化学合成農薬および化学肥料の使用量を慣行栽培の5割以下に削減して生産されたコメを輸出。
牡 蠣	株式会社播磨灘(兵庫県)	・各国の施設認定や IS022000 を取得。 ・海外からの生食用ニーズに応えた生食用冷凍殻付牡蠣を製造・輸出。

4 持続可能な食料システム

(1) 食品産業の振興

① 食品流通の動向

【卸売市場について】

- 生鮮食品等を取り扱う卸売市場は、農林漁業者に安定した販路を提供するととも に、消費者に日常の食料品を供給する重要な役割を果たしています。
- 〇 令和5年度末現在、近畿には12の中央卸売市場(全国に占める割合18.5%)と、78 の地方卸売市場があります(同8.6%)。(図表1)
- 〇 近畿の卸売市場の取扱額をみると、3年度はやや減少したものの、4年度より微増傾向で推移しており、令和5年度において中央卸売市場では7,255億円(同19.5%)、地方卸売市場では2,333億円(同7.9%)となっています。(図表2、3)
- 近年、食品流通の多様化とともに、生産者の所得の向上、新鮮で安全・安心な生鮮 食品を求める消費者ニーズへ的確な対応を図るため、各卸売市場は食品流通の合理 化に向けた取組を進めており、具体的には、閉鎖型施設整備による低温化の取組、衛 生管理の強化等の取組を実施しています。

図表 1 近畿の卸売市場数(令和5年度末)

			中央卸売市場							地方卸売市場					
区分		小計	総合市場	青果 市場	水産 市場	食肉市場	花き 市場			小計	総合市場	青果 市場	水産 市場	食肉市場	花き 市場
滋	賀	0						滋	賀	5	4			1	
京	都	2	1			1		京	都	12	4	2	5		1
大	阪	4	3			1		大	阪	18		11	3		4
兵	庫	4	3			1		兵	庫	16	7	1	4	3	1
奈	良	1	1					奈	良	5	1	2		1	1
和哥	次山	1	1					和哥	火山	22	7		14		1
近台	幾計	12	9	0	0	3	0	近台	美計	78	23	16	26	5	8
全国	国計	65	37	13	3	10	2	全国	目計	909	159	245	395	22	88

資料:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

注:総合市場とは、2区分以上取り扱っている市場のこと。

図表 2 近畿の卸売市場の取扱額の推移(中央と地方の合計値)

取扱額(使円) ギ里 水産 食肉 花き 6,000 5,000 4,829 4,561 4,687 4,162 4,000 3,182 3,180 3,000 2,821 2,779 2,000 1,000 867 957 991 1,036 0 593 660 708 685 令和2 3 4 5

資料:農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課調べ

図表3 近畿の卸売市場の取扱額(令和5年度)

					(+ 14	. 応口/
区分		青果	水産物	食 肉	花き	合計
	近畿	3, 989	2, 700	538	28	7, 255
中央 卸売 市場	全国	18, 967	14, 178	2, 958	1, 179	37, 282
111797	全国比	21. 0%	19. 0%	18. 2%	2. 4%	19. 5%
	近畿	698	480	498	657	2, 333
地方卸売 市場	全国	12, 567	12, 888	1, 725	2, 247	29, 427
	全国比	5. 6%	3. 7%	28. 9%	29. 2%	7. 9%

【物流 2024 年問題について】

- 〇 令和6年4月から物流産業の長時間労働の改善のため、トラックドライバーの時間外労働に上限が適用されるため、「我が国の物流の革新に関する関係閣僚会議」がとりまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ(令和5年6月決定)」に基づき以下の取組を実施。
 - ・農林水産省では、令和5年12月以降、全国各地・品目の農林水産業者等の物流確保に向けた取組への後押しや負担軽減を図るため、農林水産大臣を本部長とする「農林水産省物流対策本部」及び「農林水産品・食品の物流に関する官民合同タスクフォース」を6回開催し、近畿農政局としても各地域の状況や課題の把握に努めてきました。
 - ・近畿農政局においては、「農林水産品・食品物流問題相談窓口」の設置、令和6年4月に大阪労働局、近畿農政局、近畿経済産業局、近畿運輸局及び公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所の地方支分部局5機関で連携協定を締結し、メールマガジン等による情報発信、荷主や物流事業者への協力依頼、リーフレット「持続可能な物流の実現に向けて」の配布及びセミナーの開催(令和7年3月開催)(写真)等に取り組みました。
- また、「物資の流通の効率化に関する法律(物流効率化法)」(令和6年5月公布)では、荷主企業や物流事業者に対するトラック輸送の効率化に向けて取り組むべき規制的措置として、すべての荷主・物流事業者に対する物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務や、一定規模以上の特定事業者に対する中長期計画の策定や定期報告等の義務になる規制的措置等が盛り込まれ、近畿農政局としてもこれら事業者に対する制度の周知等の取組を進めています。







② 食品ロスの削減

- 〇 農林水産省は、「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づき、関係省庁と連携 して食品関連事業者の食品ロス削減の取組を促進しています。
- 〇 食品ロス削減に向けた商慣習の見直しに取り組んでいる事業者を募集した結果、 近畿では納品期限を緩和している食品小売業者は46、賞味期限表示を大括り化(年 月表示・日まとめ表示)している食品製造業者は42、賞味期限を延長した食品製造 業者は35、フードバンク・こども食堂等へ食品を提供した食品小売・製造業者は56 の応募がありました。(令和7年3月末時点)
- 〇 国は、食品ロスを 2030 年度までに 2000 年度比で半減する目標を 2022 年度に達成。新たな目標として、2000 年度比で 2030 年度までに 60%削減(219 万トン)とする目標を新たに設定しました。新たな目標の達成には、食品関連事業者による取組の推進とともに、国、地方公共団体、食品関連事業者、消費者等の様々な関係者が連携して、サプライチェーン全体で推進することが必要です。

食品ロス削減に向けた商慣習見直しの取組事業者(令和7年3月末時点)

	納品期限緩和	賞味期限表示	賞味期限延長	フードバンク等への
	附品别民族和	大括り化 大括り化		食品の提供
全 国	339 小売業者	350 製造業者	359 製造業者	482 小売・製造業者
うち近畿	46 小売業者	42 製造業者	35 製造業者	56 小売・製造業者

【取組事例:株式会社近商ストア(近畿)】

〇 近畿農政局では、食品ロス削減推進法の趣旨を踏まえ、予約販売等の季節の食品 の需要に見合った販売を食品小売事業者に呼びかけています。

近商ストアは、大阪・奈良・京都の近鉄沿線を中心にチェーン展開しているスーパーマーケットで、恵方巻きのロス削減に向け、①予約販売強化のためアプリを使用し、特に今年度は2月2日であること等周知、②前年の販売品目、数量、ロス率をもとに本年の販売計画を作成、③ハーフサイズの拡充による食べきりの推進を実施しました。



・予約販売推進によるロス削減



2月2日の売り場の状況

ハーフサイズの単品およびハーフサイズセットの拡充実施

③ 近畿の食文化の発信

【和食文化の保護・継承に向けた取組】

- 2025 年開催の大阪・関西万博が関西の食や食文化の保護・継承の契機となるよう、団体、企業、個人が取り組む近畿ならではの食や食文化を国内外に発信する活動について、「関西 食の「わ」プログラム」として認定する取組を実施しています。
- 令和 7 年 3 月末時点で 32 件のプログラムを認定しています。(図表 1)
- 令和7年1月には、次世代に和食の魅力を伝えるため、和食に欠かせない「だし」 に焦点を当て、「だし」の素材やうま味などを学ぶ基調講演と実際に「だし」を引 く調理実習をからなる食文化セミナーを開催しました。

図表-1 認定「関西 食の「わ」プログラム」(令和7年3月末現在)

No.	プログラム名	主催者名	No.	プログラム名	主催者名
1	越境ECで旅マエ・旅ナカ・旅アト消費をサポート	ZenGroup株式会社	17	高野豆腐を国外へ広める活動	旭松食品株式会社
2	体験型食育イベント「近江米でおにぎり作り」	スーパーホテル滋賀・草津国道1 号沿	18	和ランチサロン	はなみずきYuu 中塚由子
3	日野の伝統料理を伝え継ぐ	日野の伝統料理を継承する会	19	栄養士がつなげる丹波篠山の「こめ・まめ・やさい」こまめやクッキング	丹波篠山市地域活動栄養士会 「こまめや」
4	「たがの たべるを つなぐ」	YOBISHIプロジェクト	20	「大津のうなぎの食文化」PR キャンペーン	(公社) びわ湖大津観光協会
5	[原体験(農業体験)]や食・環境学習に係る講師	食と環境教育アドバイザー 中尾 卓嗣	21	洋菓子コンテスト、キッズパティシエ体験	奈良県洋菓子協会
6	第64回 西日本洋菓子コンテスト	(一社) 兵庫県洋菓子協会/(一社)大阪府洋菓子協会/京都府洋 菓子協会/滋賀県洋菓子協会/ 奈良県洋菓子協会/和歌山県洋菓 子協会	22	和食文化継承プログラム	甲南女子大学「瀉口ゼミ」
7	第六回おくどさんサミット/おくどさん未来衆会議 /おくどさんの調査研究[出版・おくどさん(竈) 巡り]/「第五回京都への恋文」京都の美食賞等	(一社)京すずめ文化観光研究所	23	第58 回大阪府菓子技術コンテスト	(一社)大阪府洋菓子協会
8	第4回 兵庫県地産地消おいしい食材の宝庫再発見 キャンベーン	キリンビバレッジ株式会社近畿圏 統括本部 共催:兵庫県/ひょう ごの美味し風土拡大協議会	24	体の外からと内からの健康づくり	菓子工房菓のん 渡邊 唯
9	和歌山県産を使って料理を作る。	和歌山市立 日進中学校	25	ジャムづくり体験	株式会社グリーンウッドファク トリー
10	「松花堂弁当」等の食の体験の提供	京都吉兆 松花堂店	26	えきそばの大冒険!~未来へ繋く名物商品~	まねき食品株式会社
11	日本最古の茶畑1200年続く丹波篠山茶のヒミツ旅	丹波篠山茶生産組合	27	出張授業「和食だし体験講座」の実施	大阪ガスネットワーク株式会社
12	日本農業遺産「丹波の黒豆」生産農家のファームツアー	B·B LINK株式会社	28	和食文化親子教室・おから味噌講座	(特非) みんなのお箸プロジェ クト/和食文化伝承会
13	ぼたん鍋発祥の地、丹波篠山市で獣害と向き合う	(一社) 丹波篠山市観光協会	29	京つけもの屋さんが作る、おにぎりが食べられるお 店	京つけものもり 八坂店
14	滋賀県の食材を使ったお土産の開発・販売	立命館大学 食マネジメント学部 学生団体「ぎゅっと滋賀」	30	お菓子工場の見学並びに体験	グリコピア神戸
15	茶畑カフェ	1738やんたん里づくり会	31	みんなのガレット博覧会 ~2025神戸ガレット・デ・ロワ~	(一社) 兵庫県洋菓子協会 (公財) 神戸ファッション協会
16	紀州金山寺みそ・金山寺みそ/径山寺みその出前授業 (予定)金山寺みそ/径山寺みその紹介と販売	紀州味噌工業協同組合	32	農プロジェクト	読売新聞大阪本社



関西 食の「わ」プロジェクト ロゴマーク



関西 食の「わ」プロジェクト インスタグラム





認定No3:日野の伝統料理を継承する会

(2) 食品アクセス

- 〇 我が国においては、人口減少や高齢化、経済成長の停滞により、平時における国民一人一人の食料安全保障に関するリスクが顕在化し、食料品の購入に不便や苦労を感じる、いわゆる「買物困難者」が増加するとともに、経済的理由により十分な食料を入手できず、健全な食生活が実践できていない者の割合が増加するなど、円滑な食品アクセスの確保が課題となっています(図表-1)。
- このため、令和6年6月に改正された食料・農業・農村基本法において、国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする旨が新たに規定されたところです(図表-2)。
- 〇 これに伴い、令和6年10月から、近畿農政局においても「食品アクセス推進専門官」が配置され、①管内府県庁へ出向いての今後の業務推進に向けての意見交換、②関係省庁の食品アクセスに係る支援策説明会である「食品アクセス全国キャラバン」を管内行政機関、フードバンク等への紹介、③地域の関係者が連携した食品アクセスの確保の体制づくりに係る補助事業の執行 等の取組を開始しました(図表-3)。

図表-1 食品アクセスとは

1. 食品アクセスとは



食料・農業・農村基本法改正の背景

- これまでは、国として、食料の総量を確保すれば、消費者の購買力を背景とした食品流通の発達により、国内に広く 食料を行き渡らせることが可能との考え方に立っていた。
- ○「食料安全保障」については、国際的には、食料の供給総量確保や不測時対応にとどまらず、「国民一人一人が健全な食生活を享受できること」を位置付けることが主流。
- こうした中で、我が国においては、人口減少・高齢化や、経済成長の停滞と並行して、**平時における食料安全保障 上のリスクが顕在化**。

物理的アクセスの課題

高齢化や単身世帯の増加、地元小売業の廃業、 既存商店街の衰退等により、過疎地域のみならず 都市部においても、高齢者等を中心に食料品の 購入や飲食に不便や苦労を感じる方(いわゆる 「買物困難者」)が増えてきている。

経済的アクセスの課題

低所得者層の割合が増加する中で、経済的理由 により十分な食料を入手できず、**健全な食生活が** 実践できていない者の割合が増加していると考え られる。

2. 円滑な食品アクセスの確保に向けた全体的な動き



- 具体的な食品アクセスの問題については、地域によって様々であり、その地域の実情に応じて取り組んでいく必要があるところ、
 - ①買物困難者に関しては、地域・農村活性化、ラストワンマイル物流、地域交通、中心市街地・商店街活性化、 過疎問題等
 - ②経済的に困窮している方々に関しては、社会保障制度、児童福祉やこども支援、食品ロス削減、食育等と密接に関係することから、**関係省庁が連携して、食品アクセス問題に係る実態把握をしつつ、地域の取組を支えていくことが重要**。

○2024年に改正された食料・農業・農村基本法において、**国は、地方公共団体、食品事業者等と連携し、物理的・経済的要因にかかわらず、円滑な食品アクセスの確保が図られるよう、食料を円滑に提供するための環境整備等を講ずるものとする**旨規定されたところ。

参考:食料·農業·農村基本法(平成11年法律第106号)(抄)

(食料の円滑な入手の確保)

第十九条 国は、地方公共団体、食品産業の事業者その他の関係者と連携し、地理的な制約、経済的な状況その他の要因にかかわらず<u>食料の円滑な入手が可能となるよう、食料の輸送手段の確保の促進、食料の寄附が円滑に行われるための環境整備そ</u>の他必要な施策を講ずるものとする。(新設)

図表-3 食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ

- 買物困難者や経済的理由により十分な食料を入手できない者が増加しているなど、食品アクセスの問題が顕在化している中、 平時から、国民一人一人が食料にアクセスでき、健全な食生活を享受できるようにすることが重要。
- ・このため、買物困難者や経済的理由により十分な食料を入手できない者への<u>多様な食料の提供に向けて、地方公共団体や食品事業者、物流事業者、フードバンク等の地域の関係者が連携する体制づくりのほか、食品提供の質・量の充実に向けたフードバンク、こども食堂等の取組や、ラストワンマイル配送</u>等の支援を進めている。



(※)各種支援策は様々な観点からの支援を含むが、本バッケージでは、上記趣旨を鑑み、買物困難者・経済的理由により十分な食料を入手できない者への食料支援という観点から整理した。

経済的アクセス関係支援策

食料提供に資する体制づくり

○円滑な食料提供に向けた地域の体制づくり※買物困難者対策としても活用可 地域の関係者が連携して地域の課題に応じた取組を進める体制づくりを推進

〇食料支援等の取組を通じたつながりづくり

孤独・孤立の予防等の観点から食料支援等を通じたつながりづくりを推進

○食品の寄附等を促進するための仕組みづくり

フードバンク等への食品寄附等の促進に向けた枠組みづくりを強化 「食品寄附ガイドライン」の活用を促進 など

フードバンク、こども食堂等による食料提供活動への支援

〇地方公共団体による食料提供に向けた取組への支援

自立相談支援機関によるフードバンク等と連携した食料提供等を支援

〇フードパンクによる未利用食品の提供活動への支援

食品アクセスの確保の観点から、多様な食料の提供に向けたフードバンク の立上げ・機能強化を支援 食品ロス削減の推進の観点から、地方公共 団体によるフードバンクに対する取組を支援 など

〇こども食堂、こども宅食等による食事の提供活動への支援

食品アクセスの確保の観点から、多様な食料の提供に向けたこども食堂等の立上げを支援 ひとり親家庭等のこども支援のため、こども宅食等による食事の提供等を支援 生活困窮者等支援のため、民間団体による食料提供活動等へ助成 など

フードパンク、こども食堂等への食料提供

○政府備蓄米のこども食堂等やフードパンクへの無償交付○国の災害用備蓄食品のフードパンク等への提供

物理的アクセス(買物困難者対策)関係支援策

移動販売等の拠点となる施設の整備

○地方公共団体の行う拠点施設の整備支援 買物困難者に対する移動販売等により、地方創生に資する地域の交流 拠点施設の整備を支援

店舗への交通手段の確保

〇生活交通の確保・維持

過疎地域や中山間地域の交通、福祉等の集落機能等の維持を支援 持続可能な地域公共交通の実現に向けた多様な関係者の連携・協働に よる取組を支援 など

移動販売等で店舗を届ける

〇移動販売車の導入に向けた支援

ラストワンマイル配送の実現に向けた移動販売等の実装・導入を支援

〇過疎地域等の取組支援

過疎地域等において取り組む移動販売等の取組を支援 など

商品を届ける

Oラストワンマイル配送の効率化に向けた支援

過疎地域を含むラストワンマイル配送の効率化の運行経費を支援 など

〇デジタル技術を駆使した配送支援

自動配送ロボットの実証実験等を支援 など

食品アクセスの状況や対策事例等の発信

○食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイト等での情報提供 ○「デジ活」中山間地域への支援や買物弱者支援策をHPで紹介

※経済的アクセスについても同様

食の環

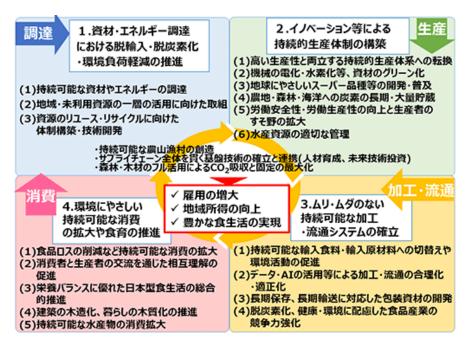
5 環境と調和のとれた食料システムの確立

(1) みどりの食料システム戦略

- 国内外において、SDGs や環境への対応が重要となっている中で、我が国の食料・農林水産業においても的確に対応する必要があります。農林水産省では、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現させるため、令和3年5月に「みどりの食料システム戦略」(以下「みどり戦略」という。)を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階での取組(図表)を推進しています。
- 〇 さらに、令和4(2022)年には、みどりの食料システム法(※)が制定され、農業の環境負荷低減を図る取組が進められています。
- 〇 みどり戦略では、2050 年までに目指す姿として、①農林水産業の CO₂ゼロエミッション化の実現、②化学農薬の使用量をリスク換算で 50%低減、③化学肥料の使用量を 30%低減、④耕地面積に占める有機農業の取組面積を 25% (100 万 ha) に拡大といった目標を掲げており、革新的な技術・生産体系の開発等を通じた具体的な取組を進め、その後の社会実装により実現していくこととしています。
- 近畿農政局では、みどり戦略の推進に資するため、局長をチーム長とする「みどりの食料システム戦略推進プロジェクトチーム」を立ち上げ、府県拠点を中心に現場の方々への分かりやすい情報発信や関係者との意見交換等を通じた理解促進に取り組んでいます。

※正式名称は「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」

図表



「農林水産省作成」

【みどり戦略の実現に向けた施策の展開状況】

■みどりの食料システム法に基づく生産者の認定

みどりの食料システム法に基づき、環境負荷低減に取り組む生産者の事業活動(環境負荷低減事業活動)を都道府県が認定し、認定を受けた生産者や事業者に対し、 税制特例や融資制度等の支援措置を講ずることとしています。

近畿農政局では、府県と連携し認定拡大に向け推進を行った結果、令和7年3月末現在の認定件数は、滋賀県40件、京都府368件、大阪府13件、兵庫県93件(うち特定認定1件)、奈良県75件(うち特定認定1件)、和歌山県668件、計1,257件(全国27,667件)となっています。

■農業分野におけるJ―クレジット制度の推進

温室効果ガスの排出削減・吸収量をクレジットとして国が認証し、取引を可能とする」—クレジット制度は、農業者等が削減・吸収の取組により生じるクレジットを売却することで収入を得ることができることから、農業分野での活用が期待されています。農業分野では、「水稲栽培における中干し期間の延長」や「バイオ炭の農地施用」「家畜排せつ物管理方法の変更」等、6つの方法論に基づく取組が進められています。

令和6年度には、全国の約50,400haの水田で「水稲栽培における中干し期間の延長」の取組が行われ、19,672 トン(CO_2 換算)のクレジットが発行されました。近畿でも、滋賀県をはじめ米の生産が盛んな府県を中心に、約600haの水田で取組が行われています。

■環境負荷低減のクロスコンプライアンス

農林水産省の各種補助事業等については、最低限行うべき環境負荷低減の取組の 実践を求める「クロスコンプライアンス」を令和6年度より試行実施しています。 令和8年度からは実践状況の確認を試行実施することとしており、令和7年度はモ デル経営における確認結果を踏まえたマニュアルの作成を行います。



農林漁業に由来する環境負荷に総合的に 配慮するための基本的な7つの取組



環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシートの例

■農林水産物の環境負荷低減の「見える化」

農林水産省では、生産者による環境負荷低減の努力を可視 化するため、「温室効果ガスの削減への貢献」と「生物多様性 保全への配慮」を星の数でラベル表示する「見える化」を推 進しています。対象品目は、令和7年4月にピーマンを追加 し、米、野菜、果実、いも類、茶の24品目となっています。

また、インバウンド需要への対応や輸出展開を見据え、 新たに英語版愛称を「ChoiSTAR」と定めました。

近畿における登録件数は、令和7年3月末現在で93件 となっています。



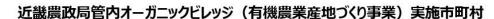
英語版愛称「ChoiSTAR」

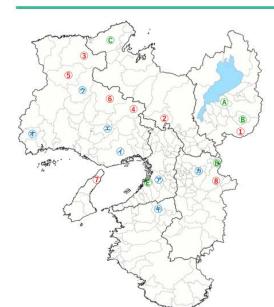
■有機農業産地づくりの取組

農林水産省では、有機農業の取組拡大に向けて、有機農業の団地化や学校給食等での利用等、地域ぐるみで有機農業に取り組む「オーガニックビレッジ」の創出を支援し、有機農業の産地づくりを推進しています。

管内では、有機農業産地づくり推進事業の取組を 20 市町村が実施しており、その うち 17 市町村がオーガニックビレッジ宣言を行いました(令和7年3月末現在)。

近畿農政局では、自治体関係者間での意見交換等を通して取組事例等の情報共有を図っています。また、京都府亀岡市では、有機米生産に関する講習会の開催や、 有機農業を体系的に学ぶ場として「亀岡オーガニック農業スクール」を開校し有機 農業に取り組む人材を育成するなど、各地での取組が広がっています。





○ 令和 4 年度実施市町村

記号	都道府県	市町村	
1	滋賀県	甲賀市	
(2)	京都府	亀岡市	
3		豊岡市	
4	1	丹波篠山市	
(5)	兵庫県	養父市	
6		丹波市	
7	1	淡路市	
8	奈良県	宇陀市	

○ 令和 5 年度実施市町村

記号	都道府県	市町村
Ð	大阪府	堺市
3		神戸市
9	r de in	朝来市
(E)	- 兵庫県	加東市
3	1 1	上郡町
Ð	奈良県	天理市
(#)	和歌山県	かつらぎ町

○ 令和 6 年度実施市町村

記号	都道府県	市町村
A	滋賀県	近江八幡市
(B)	/0.4.具示	日野町
C	京都府	京丹後市
D	奈良県	山添村
Ē	大阪府	泉大津市

■グリーンな栽培体系への転換サポート

先端技術の導入による環境負荷低減と省力化に資する取組の栽培実証を行う グリーンな栽培体系への転換サポート事業を活用し、近畿では、令和6年度に28地 区において実証が行われました。取組事例として、京都府の中丹米振興協議会で は、いもち病に強い京都オリジナル品種「京式部」の導入による化学農薬の使用低 減、カバープランツを利用した減化学肥料栽培、機械式除草機の利用による除草剤 の使用低減等の検証を行い、栽培マニュアルを作成し、同技術の導入拡大に取り組 んでいます。

■近畿耕畜連携イニシアチブ

近畿農政局では耕畜連携を積極的に進めるため、各府県や関係者との意見交換や 現地調査等を通じて、地域の実態や課題を明らかにして肥料・飼料の安定供給を目 指すプロジェクトチーム「近畿耕畜連携イニシアチブ」を立ち上げています。

令和6年度には、5月に「各府県との情報交換会」、9月には「土づくり勉強会」、「水田飼料作シンポジウム」を開催し、関係者間での情報共有や意見交換を実施しました。また、耕畜連携推進に係る優良事例の取りまとめを行い、近畿農政局HPで公表しました。引き続き、耕種・畜産両サイドの相互理解を深めることにより、支援体制の強化と持続的な取組の拡大を進めていきます。







(2) 環境と調和した持続的な農業

- 〇 有機農業の推進について、農林水産省では、有機農業の取組面積を「有機農業の推進に関する基本的な方針」(令和 2 年 4 月改定)において、令和 12 年までに 6 万 3,000ha(平成 29 年 2 万 3,500ha)とすることを、更に、令和 3 年 5 月には「みどりの食料システム戦略」を策定し、同戦略において 2050 年までに 100 万 ha とすることを目標に掲げ、各種施策を展開しています。
- 令和5年度の近畿における有機 JAS の認定面積は832ha(全国:18,837ha)で、有機 JAS 認定面積は、増加傾向となっています。(図表-1,2)

各府県においては、みどりの食料システム戦略推進交付金*を活用して、農業者が有機 JASの認証を受ける際に指導助言等を行う有機農業指導員の育成を図っています。

- また、農林水産省では、有機農業をはじめとする環境保全型農業を推進する一環として、「未来につながる持続可能な農業推進コンクール」を開催しています。近畿農政局では、このコンクールに併せて、管内の応募者を対象に、優秀者を表彰する取組を行っています。
- 〇 近畿管内では、滋賀県における琵琶湖の水質保全を目的のひとつとする「環境こだわり農業」など、種々の環境保全型農業が、環境保全型農業直接支払交付金などの支援策と一体的に取り組まれています。(P141参照)

※「みどりの食料システム戦略」(P117参照)を推進するために措置された交付金。

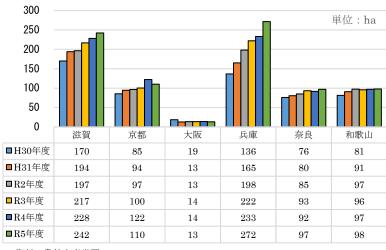
図表-1 有機 JAS 認定面積の推移(全国・近畿)



資料:農林水産省調べ

注:各年度の値は3月31日現在の認定面積(R5年度は3月31日現在)

図表-2 府県別有機 JAS 認定面積の推移



資料:農林水産省調べ

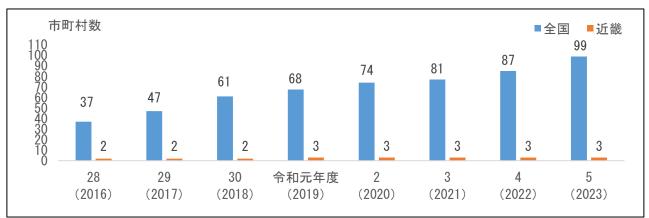
注:各年度の値は4月1日現在の認定面積(R5年度は3月31日現在)

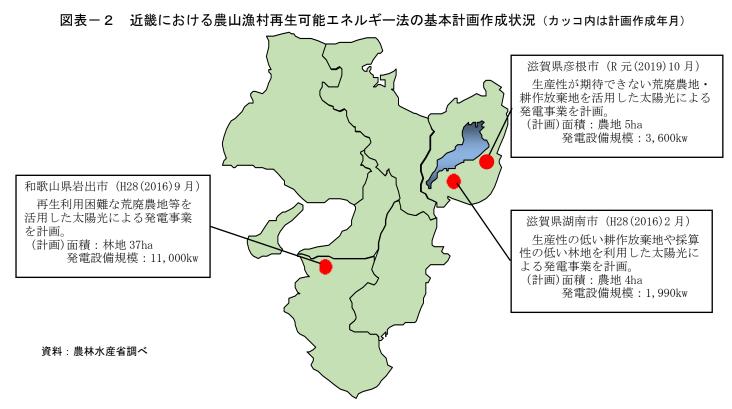
(3) 再生可能エネルギーの活用

① 農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画の作成

- 太陽光パネル、小水力発電、バイオマス発電など再生可能エネルギーの導入と併せて地域の農林漁業の健全な発展に資する取組を推進するため、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、売電収入の地域還元、雇用の確保、未利用資源の有効活用などの取組が進められています。
- 〇 同法に基づく基本計画を作成した市町村は、令和6年3月末現在、全国で99市町村、近畿では3市(滋賀県2、和歌山県1)となっています。(図表-1、2)

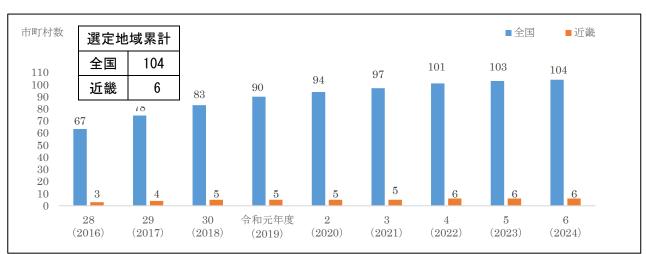
図表-1 農山漁村再生可能エネルギー法の基本計画作成数の推移(全国・近畿累計)





② バイオマス産業都市の選定

- バイオマス事業化戦略(平成24年9月策定)においては、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、バイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進することとしています。
- 〇 バイオマス産業都市に選定された地域(市町村)は、全国で104地域、近畿では 6地域(滋賀県1、京都府3、兵庫県2)となっています。(図表-1、2)



図表-1 バイオマス産業都市選定地域数の推移(全国・近畿累計)

図表 - 2 近畿におけるバイオマス産業都市選定地域の主な取組(カッコ内は選定年度)

兵庫県養父市 (H30 (2018)) バイオガス発電第1期 (家畜ふん 尿、食品廃棄物等)、バイオガス発

尿、食品廃棄物等)、バイオガス発電第2期(事業系一般廃棄物、下水汚泥、農業残さ等)、木質バイオガス発電(間伐材、林地残材等)

京都府南丹市 (H27(2015))

熱利用(間伐材、剪定枝)、BDF(廃 食用油)、バイオガス発電・熱利用 (食品廃棄物、下水汚泥、家畜排 せつ物)、飼料化(微細藻類)

兵庫県洲本市 (H26(2014))

BDF (廃食用油)、バイオガス発電(下水汚泥、食品廃棄物、廃玉ねぎ等)、燃料化・マテリアル化(竹)、燃料化・発電(BTL)(可燃ごみ、木質・農産物残さ)、マテリアル化(微細藻類)

京都府京丹波町 (H28(2016))

木質バイオマス熱利用(間伐材、 林地残材等)、バイオガス発電・熱 利用(家畜排せつ物)、堆肥化(家 畜排せつ物)

京都府京都市 (H29(2017))

バイオガス (生ごみ、下水汚泥)、 固体燃料化(林地残材、剪定枝等)、 液体燃料化 (生ごみ、紙ごみ)、 BDF(廃食用油)

滋賀県竜王町 (R4(2022))

バイオガスの工業利用(家畜排せ つ物、食品残渣)、熱・CO2の農業 利用、液肥化

資料:農林水産省調べ

6 農村の振興

(1) 社会的変化に対応した取組

① 農村の人口、仕事、暮らしの現状

- 〇 近畿の農地面積を農業地域類型区分別にみると、中山間地域が全体の約5割を占めています。一方、人口は、都市的地域が1,857万人と全体の9割が都市部に集中しています。(図表-1)
- 〇 平成 27 年から令和 2 年までの 5 年間における 65 歳以上人口の割合を見ると、いずれの府県でも平地・中間・山間の各農業地域で都市的地域に比べ高齢化が進行しています。(図表 2)
- このため、各種の施策を講じ中山間地域の振興を図っています。

図表-1 農業地域類型区分別の面積・人口・農業集落数(近畿)(令和2年)

農業地域類型区分	面 積(千ha)		人 口(万人)		農業集落数				
辰未地以短空区万		割合	(%)		割合	(%)		割合	(%)
都市的地域	85	39.0	(27.7)	1,857	90.4	(82.8)	3,337	30.9	(21.5)
平地農業地域	20	9.2	(28.2)	28	1.4	(4.6)	1,562	14.5	(24.4)
中間農業地域	92	42.2	(35.1)	134	6.5	(10.1)	3,390	31.4	(34.7)
山間農業地域	22	10.1	(9.0)	35	1.7	(2.4)	2,506	23.2	(19.4)
近畿	218	100.0	(100.0)	2,054	100.0	(100.0)	10,795	100.0	(100.0)

資料:農業地域類型は農林水産省「農業地域類型一覧表(令和5年3月2日改訂)」。面積は農林水産省「令和2年耕地及び作付 面積」、人口は総務省「令和2年国勢調査」を基に近畿農政局で作成。農業集落数は農林水産省「2020年農林業センサス」。

- 注1:数値は表示単位で四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。
 - 2:農業地域類型区分の面積及び人口は新市町村別、農業集落は旧市町村別の農業地域類型により算出した。
 - 3:割合欄の()は全国の割合である。

図表-2 農業地域類型区分別の65歳以上人口の割合

単位:%

区	分	全国	近畿	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山
	平成27年	25.3	26.3	22.8	26.8	26.1	26.2	27.6	29.5
都市的地域	令和2年	27.1	28.0	25.0	28.7	27.4	28.3	30.5	31.2
	差(ポイント)	1.8	1.7	2.2	1.9	1.3	2.1	2.9	1.7
	平成27年	29.5	27.0	24.6	nc	nc	29.9	nc	29.9
平地農業地域	令和2年	33.3	30.4	27.2	nc	nc	33.2	nc	36.9
	差(ポイント)	3.8	3.4	2.6	nc	nc	3.3	nc	7.0
	平成27年	32.7	31.4	27.5	35.7	35.8	31.3	35.5	31.6
中間農業地域	令和2年	36.1	34.7	30.4	38.7	41.4	34.4	40.9	34.5
	差(ポイント)	3.4	3.3	2.9	3.0	5.6	3.1	5.4	2.9
山間農業地域	平成27年	36.7	36.8	33.0	35.9	40.8	34.7	47.2	38.6
	令和2年	40.4	40.3	35.2	38.8	45.5	38.8	51.7	41.7
	差(ポイント)	3.7	3.5	2.2	2.9	4.7	4.1	4.5	3.1

資料:総務省「国勢調査」を基に近畿農政局で作成。

注1:年齢不詳人口を除く。

2:表中の「△」は負数、「nc」は計算不能を表す。

② 農山漁村地域づくりホットライン

- 農林水産省では、地域づくりに関する取組を後押しするための窓口「農山漁村地域 づくりホットライン」を開設(農村計画課及び各府県拠点)しています。
- 農山漁村で地域づくりに取り組むみなさんからの相談を受け付け、地域の実態や要望を直接把握し、関係府省とも連携して課題の解決を図るため、下記のような支援を 行い、地域づくりを応援します。

<ホットラインでの主な支援内容>

- (ア) 農山漁村における地域づくりの実態や要望・課題をお伺いし、相談者に寄り添い、ともに考えます
- (イ) 相談内容を踏まえ、他府省を含めた国の支援制度をご紹介します
- (ウ) 参考となる全国各地の取組事例をご紹介します
- ※ 本ホットラインは、地域づくりに関する取組の後押しを目的としており、特定の個人への支援を目的としたご相談は対象となりません。

〈相談内容のイメージ〉

しごと



新担対農老の営農



地域資源の活用



農村×福祉(農福連携)

- ①中山間地域等の特性を活かした営農の実現
- ②地域資源を活用した所得と雇用機会の創出(農山漁村発イノベーション) 例:山村×生物多様性、農村×観光 など





地域住民による話し合い



地域内交通の確保・維持



農家レストラン

- ①地域の将来像について話し合いやコミュニティ形成の場づくり
- ②地域に住み続けるための定住条件の整備や生活インフラ等の確保

例:情報通信環境や地域内交通の確保 など

活力



地域運営組織の形成



関係人口の創出



大学生のボランティア活動

- ①地域を持続的に支える体制づくり
- ②関係人口の創出・拡大等を通じた地域を支える人材づくり
- ③「人口急減地域特定地域づくり推進法」を活用した若者等の活躍の場づくり など
- 〇 「農山漁村地域づくりホットライン」に関する詳しい内容については、こちらをご覧下さい http://www.maff.go.jp/kinki/keikaku/nousonshinkou/kasseika/chiikihotline.html

(2) 中山間地域の農業の振興

① 中山間地域の農業

- 近畿の中山間地域は土地面積で約6割、耕地面積では約5割を占めており(図表ー1)、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、景観の形成など多面的機能を有しています。
- 〇 他方、中山間地域は、傾斜地などの条件不利性とともに人口減少・高齢化等から集 落機能や地域資源の維持にも影響が生じており、地域の活性化が重要です。
- 近畿農政局では棚田地域の振興など、各種中山間地域への支援を講じています。

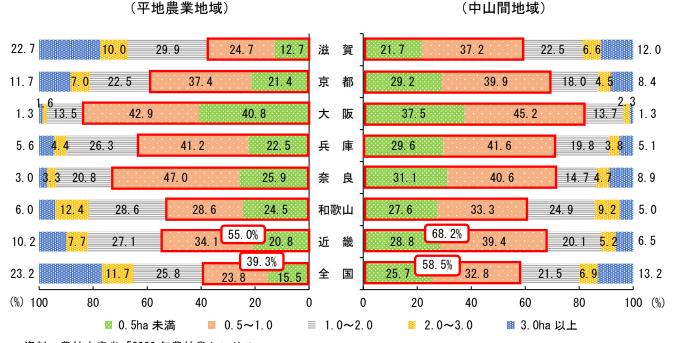
区分	近畿	中山間地域	割合(%)	(参考) 中山間地域の 割合(全国)
人口(万人)	2,054	169	8.2	12.5
総農家数(千戸)	182	82	45.1	44.6
総土地面積(千ha)	2,735	1,684	61.6	64.4
耕地面積(千ha)	218	114	52.3	44.1

図表-1 中山間地域の主要指標(近畿) (令和2年)

資料: 総務省「令和2年国勢調査」、国土地理院「令和2年全国都道府県市町村別面積調」、農林水産省「2020年農林業センサス」、「令和2年耕地及び作付面積」

注:中山間地域は農業地域類型区分(令和5(2023)年3月2日改訂)のうち、中間農業地域と山間農業地域を合算したもの。

図表ー2 中山間地域の経営耕地面積規模別経営体数の割合(令和2年)



資料:農林水産省「2020年農林業センサス」

注:割合は表示単位未満を四捨五入しているため、合計と内訳の計が一致しない場合がある。

② 棚田地域の振興

- 棚田は、食料の供給だけでなく、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、 美しい景観の形成など多面にわたる機能を持っている国民共有の財産です。
- 〇 令和元年6月に「棚田地域振興法」が成立し、「指定棚田地域」の指定、「指定棚田地域振興協議会」の設立、「指定棚田地域振興活動計画」の策定と国による認定のステップを踏んだ上で、当法による支援が活用されています。
- 〇 令和4年2月には、棚田百選の後継となる「つなぐ棚田遺産」を認定し、棚田地域の振興に関わる取り組みを積極的に評価し、棚田地域の活性化やS棚田の有する 多面的な機能に対するより一層の理解の促進を図っています。全国で 271 地区が認定され、このうち近畿では 33 地区が認定されています。

近畿管内の指定棚田地域

		仰木村	仰木の棚田	剣熊村	野口棚田 他
		西庄村	石庭棚田	百瀬村	森西棚田
		小松村	鵜川棚田	高島町	伊黒棚田 他
滋賀県	13	大野村	今郷棚田	金勝村	観音寺棚田 他
		西大路村	蔵王棚田 他	東桜谷村	杣・杉棚田
		朽木村	市場棚田	南比都佐村	下迫棚田 他
		石部町	東寺棚田		
		京都市	越畑の棚田 他	上宮津村	小田七区の棚田
京都府	6	世屋村	上世屋棚田 他	普賢寺村	水取 他
		千歳村	中棚田 他	河守上村	毛原の棚田
大阪府	4	西別院村	牧の棚田	白木村	平石の棚田
人人的文小习	4	清渓村	高山	加賀田村	石仏の棚田
		口大屋村	宮垣棚田	神戸市	中地区の棚田
		長尾村	上上津の棚田	建屋村	長野の棚田 他
兵庫県	7	熊次村	別宮清水・大町田 の棚田 他	奥谷村	飯見の棚田
		松井庄村	岩座神の棚田		
		新庄町	葛城山麓地域の	高市村	稲渕棚田 他
奈良県	6	忍界村	棚田	大柳生村	阪原の棚田 他
		平群村	平群町の棚田等	初瀬町	吉隠の棚田
		紀見村	芋谷の棚田	小川村	中田の棚田
和歌山県	5	八幡村	あらぎ島 他	色川村	口色川 他
		安諦村	沼谷の棚田 他		
近畿	41				

[※] 第1回 (R1.12) ~ 第22回 (R6.4) までの指定状況



つなぐ棚田遺産

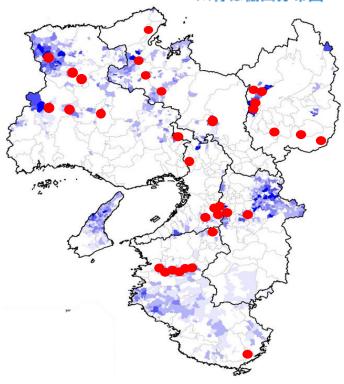
~ ふるさとの誇りを未来へ ~



▲和歌山県有田川町「あらぎ島」

●:つなぐ棚田遺産

※青は棚田分布図



近畿管内のつなぐ棚田遺産の認定地区

	地域数	市町村	棚田の名称	市町村	棚田の名称
		高島市	畑の棚田	大津市	上仰木棚田
 滋賀県	[<u>1</u>] (<u>17</u>)	鵜川の棚田	八年巾	仰木、平尾の棚田	
	,	甲賀市	今郷棚田	栗東市	走井棚田
		 	山女原の棚田		
京都府	4	京都市	宕陰 越畑・樒原の棚田	福知山市	毛原の棚田
八石印八	4	宮津市	上世屋・松尾の棚田	京丹後市	袖志の棚田
		能勢町	長谷の棚田	千早赤阪村	下赤坂の棚田
大阪府	5	5 河南町	持尾の棚田	河内長野市	惣代の棚田
		/~) (+) (+)	平石の棚田		
		 宍粟市	山田の棚田		別宮の棚田
兵庫県	7	八米市	飯見の棚田	養父市	能座の棚田
大净东	,	多可町	岩座神の棚田		宮垣の棚田
		香美町	うへ山		
奈良県	2	明日香村	稲渕棚田	忍界村・新庄町	葛城山麓地域の棚田群
			上湯・あらぎ島	有田川町	沼谷「天空の棚田」
和歌山県	8	有田川町	沼の棚田・段々畑	(Я Ш/ПР)	杉野原の棚田
加畝田宗 	δ		久野原の棚田	橋本市	芋谷の棚田
		紀美野町	中田の棚田	那智勝浦町	色川の棚田群
近畿	33				

③ 世界農業遺産・日本農業遺産認定地域の振興

- 〇 「世界農業遺産」・「日本農業遺産」は、世界又は日本において重要かつ伝統的な農 林水産業を営む地域を認定する制度です。
- 近畿では、琵琶湖地域、兵庫美方地域、みなべ・田辺地域、有田・下津地域の4地域が世界農業遺産に、9地域が日本農業遺産に認定されています。(図表-1、2)
- 〇 認定を契機として、農林水産業システムの維持・保全・継承、地域住民の自信と誇り の醸成、農林水産物のブランド化、観光客・関係人口の増加が期待されます。



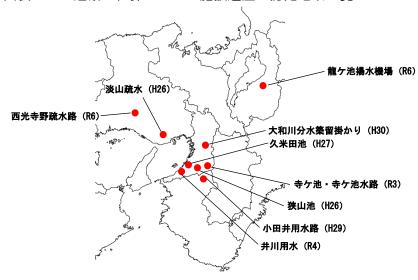
図表-2 近畿の世界農業遺産・日本農業遺産の認定地域の概要

世界	日本	地域名及び農林水産業システムの名称	システムの概要		
0	0	滋賀県琵琶湖地域 森・里・湖 (うみ) に育まれる漁業と農業が 織りなす琵琶湖システム	水田営農に支えられながら発展してきた 琵琶湖の伝統的な内水面漁業を中心とした システムであり、千年の歴史を有するエリ漁 や独特の食文化を継承。		
0	0	兵庫県兵庫美方地域 人と自然が共生する美方地域の伝統的 但馬牛飼育システム	全国に先駆けて牛籍簿を整備し、郡内産に こだわった和牛改良を行うことで、独自の遺 伝資源が保全され、但馬牛の飼養は、地域の 草原や棚田の維持にも貢献。		
_	0	兵庫県丹波篠山地域 丹波篠山の黒大豆栽培 〜ムラが支える優良種子と家族農業〜	水不足を克服するため、一部の農地に導水しない「犠牲田」を設けて畑作を実施。300年前から黒大豆栽培が行われてきた過程で「乾田高畝栽培技術」や選抜育種による優良品種子生産方式を確立し、黒大豆の主要産地として発展。		
_	0	兵庫県南あわじ地域 南あわじにおける水稲・たまねぎ・畜産の 生産循環システム	島特有の限られた農地と水資源を最大限活用し、水稲とたまねぎの二毛作や畜産と連携した農業を営み、品質の高いたまねぎ生産と、独自の出荷体制により、ブランドを形成。たまねぎ小屋や長屋門が点在する特徴的なランドスケープも形成。		
_	0	兵庫県北播磨·六甲山北部地域 兵庫の酒米「山田錦」生産システム	酒米の品種特性や気候風土に適応した栽培技術、酒米産地と酒造家が結びつき相互扶助する「村米制度」が継承されるとともに、酒米を代表する品種「山田錦」の厳格な種苗管理が行われ、高品質な酒米の一大産地として発展。		
_	0	兵庫県朝来地域 岩津ねぎを核とした資源循環型農業 システム =伝統種子の継承と地域連携による里地里山保全=	伝統野菜である「岩津ねぎ」を含む野菜、 水稲、但馬牛を中心とする経営と、稲わらや 牛ふん堆肥等を活用する資源循環型農業に より、貴重な生物多様性が保全。		
0	_	和歌山県みなべ・田辺地域 みなべ・田辺の梅システム	養分に乏しい斜面の梅林周辺に薪炭林を 残し、水源涵養や崩落を防止、薪炭林を活用 した紀州備長炭の生産と、ミツバチを受粉に 利用した梅栽培。		
_	0	和歌山県高野·花園·清水地域 聖地 高野山と有田川上流域を結ぶ 持続的農林業システム	約1200年前から、物資調達が困難な高野山で、100を超える木造寺院を維持するための「高野六木制度」を実施。有田川で繋がる花園・清水地域では仏花や多様な植物の栽培等により高野山の需要にも応え、集落が発展。		
		和歌山県有田·下津地域 有田・下津地域の石積み階段園みかん システム	400年以上の歳月をかけて築き上げ、受け継がれてきたみかん栽培文化。		
0	0	和歌山県海南市下津地域 下津蔵出しみかんシステム	園内に設置した土壁の蔵でみかんを熟成させる「蔵出し技術」を生み出し継承。下津地域はみかん発祥の地と云われ、みかんに関連した独特の文化を形成。		
	0	和歌山県有田地域 みかん栽培の礎を築いた有田みかん システム	みかん栽培を日本で初めて生計の手段に 発達させるとともに、みかん農家・苗木農家・ 出荷組織が連携し、産地全体で日本一の「有 田みかん」産地を形成・維持。		

④ 世界かんがい施設遺産認定地域

- 〇 「世界かんがい施設遺産」は、かんがいの歴史・発展を明らかにし、理解醸成を図るとともに、かんがい施設の適切な保全に資するために、国際かんがい排水委員会(ICID、International Commission on Irrigation and Drainage)が認定するものです。
- 近畿では、9つの農業水利施設(滋賀県1施設、大阪府5施設、兵庫県2施設、 和歌山県1施設)が認定されています。(図表-1、2)
- 認定により、かんがい施設の持続的な活用・保全方法の蓄積、研究者・一般市民 への教育機会の提供、かんがい施設の維持管理に関する意識向上に寄与するととも に、かんがい施設を核とした地域づくりに活用されることが期待されています。

図表-1 近畿の世界かんがい施設遺産の認定地域一覧



図表-2 近畿の世界かんがい施設遺産の認定地域の概要

年度	地 域 名	内容
H26	狭山池 〔大阪府·大阪狭山市〕	狭山池は 1,400 年前に築造された日本で最も古い人 工的なため池。日本最古の歴史書にも記載。狭山池の 水利システムの歴史は日本におけるかんがいシステム の開発・改修の歴史。近年の改修の際には、木樋や歴 史的遺構が数多く発見。
H26	淡山疏水 〔兵庫県・神戸市他〕	西洋から積極的に取り込んだ新技術で近代的かんがいネットワークを構築。81 個所に及ぶため池なども活用しつつ、安定した稲作経営を実現。また近年では、地域の開発の歴史が小学校の副読本に掲載。

年度	地 域 名	内容
H27	久米田池 〔大阪府・岸和田市〕	久米田池は「奈良の大仏」で有名な行基が地域 の人々と一緒に天皇に請願し、725年から14年 の歳月をかけ、完成。堤防は、粘土質と砂れきを 交互につき固めて作ったが、両層の間に木の葉を 挟む「敷葉工法」を採用。この工法は東南アジア との技術交流によるもの。
H29	小田井用水路 〔和歌山県・橋本市他〕	1710年、紀の川右岸の河岸段丘に建設され、水不足に悩む広大な河岸段丘を豊かな水田に変えた。いくつもの河川との交差を、渡井(水路橋)や伏越(サイフォン)の立体交差で克服。大畑才蔵が導入した正確な水準測量と先端技術は、その後の日本の新田開発に貢献する「紀州流」の基礎となった。
H30	大和川分水築留掛かり 〔大阪府・柏原市他〕	大和川の付け替えに伴い建設された長瀬川・ 玉串川を指す。綿の大産地となり、加工品「河内 木綿」による商業の発展にも貢献。受益 75 箇村 すべてを構成員とした「築留樋組」による大規 模で細やかな維持管理が行われていた。近年、 都市化が進む中、かんがい施設としてだけでな く貴重な水空間として、非農家や子供も協力し て維持管理。
R3	寺ケ池・寺ケ池水路 〔大阪府・河内長野市〕	1649 年、水源となる石川から 8.2 kmの水路 を引き、この地にあった小さな池を自然の地 形を利用しながら、大きなため池へと拡大す ることで新田開発が行われた。これにより、 地域の石高は 6.72 石から 615.47 石へ約 100 倍に増加。
R4	井川用水〔大阪府・泉佐野市〕	井川用水は、樫井川から取水し、最後は十二谷池へと流れ込む全長約2.9キロメートルの用水路である。当時まだ荒野であった日根野地区の開墾に重要な役割を果たしてきたとされるが、成立時期には諸説あり、1316年に描かれた「日根荘日根野村荒野開発絵図」には、開墾の様子や井川の終着点である十二谷池が描かれている。
R6	龍ケ池揚水機場 〔滋賀県・豊郷町〕	近代日本の土木技術を象徴する地下水利用の揚水機場。 農業用水として常に確保できる水源を求めて、手掘りで池部分の工事が進められた。イギリス製のコンケロル式離心動ポンプ(蒸気動力)を据えつけ、1913 年に竣工した。 龍ケ池揚水機場の建設によって水不足が解消し、農業の安定と経済の発展が実現した。
R6	西光寺野疏水路 〔兵庫県·姫路市他〕	荒廃した台地を切り開いた地域を挙げての 一大プロジェクトとして、神崎郡市川町を流 れる岡部川に取水口を新設し、14 本の幹線水 路及び引水路、ため池5ヵ所の新増築が約3 年の歳月をかけ行われた。

⑤ 農地の有効利用や粗放的な利用による取組

- 人口減少や農業者の高齢化、担い手不足により維持管理が困難となる農地(荒廃農地)の増加が懸念されています。荒廃農地の発生防止や解消については、個々の農業者の取組ではなく地域全体の課題として取り組んでいただくことが重要です。
- このため、地域ぐるみの話合いを通じ、荒廃農地の有効利用や、農地の粗放的利用 を行う取組について支援する事業として、令和5年度に従来の対策を拡充した「最適 土地利用総合対策」が創設され、近畿でも取組が始まっています。

【農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策】における支援

1 地域の土地利用の概略構想から実証的な取組:ソフト事業

本格的に事業に取り組む前に、地域の話合いによる土地利用の概略構想を作成した上で、地域の負担なしに地域に適した粗放的な取組の実証(お試し)ができます。

計画づくりに必要な経費、農地の粗放的な利用の実証に必要な経費(蜜源・景観作物の種、家畜レンタル代、植林のための苗、省力機械のリース代等)への助成があります。









【話合い】

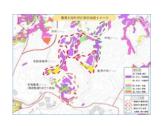
【概略地図】

【景観作物】

【省力機械】

2 土地利用構想策定から粗放的土地利用の実践:ソフト+ハード事業

実証的な取組を踏まえた地域の話合いにより土地利用構想を作成した上で、荒廃農地を解消して粗放的な利用が継続できるように支援します。ソフト事業としては、計画づくりや農地の粗放的な利用に必要な経費、ハード事業としては、荒廃農地の解消に必要な経費(刈払・伐根、耕起・整地、放牧のための電気牧柵、法面保護工等)への助成があります。









【土地利用構想図】

【整地・耕起】

【電気牧柵】

【法面保護工】

○「最適土地利用総合対策」の詳しい内容については、こちらをご覧ください。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/tikei/houkiti/saitekitochiriyo.html

(3)農山漁村の地域資源の活用と農業の多様な分野との 連携

地域資源活用価値創出対策 **1**

○ 地域資源活用価値創出対策は、農林水産業に関わる多様な地域資源を活用し、付 加価値を創出することによって、農山漁村における所得と雇用機会の確保を図る取 組等を支援します。(図表)

事業の内容

- 1 地域資源活用価値創出推進事業(推進事業)
 - ① 地域活性化に向けた活動計画策定、関係人口創出、地域づくりを担う農村プロデュ ーサーの育成、農業・農村の情報発信等を支援
 - ② 地域資源を活用した新商品開発、官民共創の仕組を活用した地域課題等を支援
 - ③ 農泊の実施体制の整備や経営の強化、観光コンテンツの磨き上げ等の取組を支援
 - ④ 農福連携の普及啓発、障害者等の農林水産業に係る技術の習得等を支援
- 2 地域資源活用価値創出整備事業(整備事業)
 - ① 農林水産物加工・販売施設、地域間交流拠点等の整備を支援
 - ② 農泊の推進に必要となる古民家等を活用した滞在施設等の整備を支援
 - ③ 農福連携の推進に必要となる障害者等が作業に携わる生産施設等の整備を支援

図表 事業イメージ

1. 地域資源活用価値創出 推進事業



2. 地域資源活用価値創出 整備事業



② 地域資源を活用した新たな価値の創出

- 農林水産省では、農林水産物の付加価値を高め農林漁業者の所得向上に資するため 農林漁業の6次産業化を推進してきました。令和7年度からは6次産業化を発展させ て、多様な地域資源を活用する「地域資源活用価値創出対策」に取り組んでいます。
- 〇 六次産業化・地産地消法に基づき農林漁業者の経営改善を図るために農林漁業者等が行う総合化事業計画の認定件数は近畿では389件(令和6年度末)、うち兵庫県は118件で北海道に次ぐ全国2位の認定件数となっています。(図表-1)
- 一方、全国の農産物直売所の年間販売金額は約1兆1,126億円、近畿ではその8.8% に当たる約997億円を販売しています。(図表-2)また、近畿の農産物直売所の1事業体当たりの年間販売金額は5,729万円と、全国の5,303万円を上回っています。(図表-3)

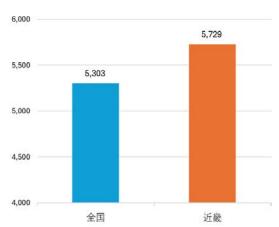
図表-1 近畿における総合化事業計画の認定件数(令和6年度末)

地域	総合化事業計画 の認定件数			
		農畜産物関係	林産物関係	水産関係
滋賀	69	64		5
京都	49	42	6	0
大 阪	41	35	2	4
兵 庫	118	109	2	7
奈 良	43	39	3	1
和歌山	70	65		5
近 畿	389	354	13	22
全国(参考)	2, 646	2, 346	104	196

(資料: 六次産業化・地産地消法に基づく事業計画の認定の概要を基に近畿農政局で作成)

図表-2 直売所の年間販売金額(百万円) 図表-3 1事業体当たりの年間販売金額(万円)





(資料:6次産業化総合調査を基に近畿農政局で作成)

③ 農福連携の取組状況

- 〇 障害者等が農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を 実現していく農福連携の取組を進めています。
- 〇 農業法人や社会福祉法人に対し、農山漁村振興交付金(農福連携型)により、障害者等の農林水産業に関する技術習得、農業体験を提供するユニバーサル農園の開設、生産・加工・販売施設の整備等を支援しています。
- 近畿農政局では、「近畿農福連携ネットワーク」の設立による情報の共有、参加者相互の連携・交流や、厚生労働省との共催による「近畿ブロック農福連携セミナー」の開催等に取り組んでいます。
- 〇 令和2年度から農福連携等応援コンソーシアム主催による「ノウフク・アワード」 が実施されており、近畿で先進的に農福連携等に取り組んでいる社会福祉法人等が 延べ14団体受賞しています。(図表)
- び畿の農福連携に関する詳しい内容や取組事例はこちらを御覧ください。https://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/noufuku/noufuku.html

図表 近畿管内「ノウフク・アワード」受賞団体

年度	府県	市町村	事業者名	受賞名
令和2年	京都	京都市	特定非営利活動法人 HEROES	審査員特別賞
2年	京都	京田辺市	さんさん山城	優秀賞
2年	奈良	奈良市	社会福祉法人青葉仁会 あおはにファーム	審査員特別賞
令和3年	京都	京田辺市	さんさん山城	グランプリ
3年	大阪	和泉市	株式会社いずみエコロジーファーム	優秀賞
3年	和歌山	紀の川市	社会福祉法人一麦会 ソーシャルファームもぎたて	優秀賞
3年	和歌山	御坊市	社会福祉法人太陽福祉会	チャレンジ賞
令和4年	和歌山	有田川市	社会福祉法人有田つくし福祉会 早月果樹園	優秀賞
4年	京都	京田辺市	三休 —SANKYU—	フレッシュ賞
令和5年	奈良	奈良市	社会福祉法人青葉仁会	グランプリ
5年	京都	久御山市	株式会社しんやさい	優秀賞
5年	奈良	橿原市	一般社団法人かがやきホーム	チャレンジ賞
5年	大阪	高槻市	特定非営利活動法人たかつき	チャレンジ賞
令和6年	兵庫	神戸市	社会福祉法人上野丘さつき会	チャレンジ賞

資料:近畿農政局で作成。令和6年度末

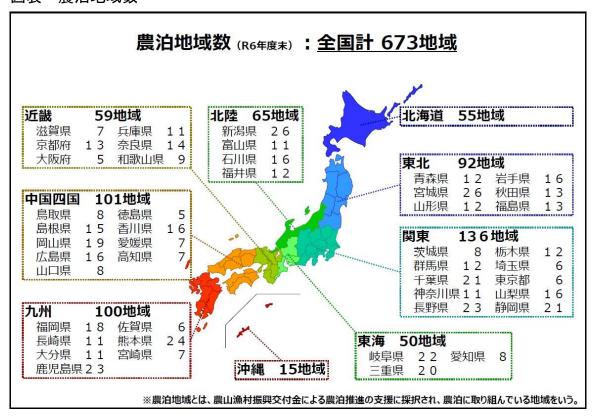
農林水産省ホームページでは、全国の「ノウフク・アワード」受賞団体の取組事例が御覧ください。https://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/noufuku/conso.html

④ 農泊の取組状況

- 〇 自然体験や農山漁村への関心が高まる中、国内外の観光客を農山漁村に呼び込む ことで地域の所得向上と活性化を図ることを目的に、農山漁村地域に宿泊し、豊か な地域資源を活用した食や体験を楽しむ「農山漁村滞在型旅行」=「農泊」を推進 しています。
- O 農泊に取り組む地域に対し、農山漁村振興交付金(農泊推進型)により、地域が 一丸となって取り組むための体制整備、地域資源を活用した魅力ある観光コンテン ツの磨き上げ、農泊の推進を担う人材の活動や古民家等を活用した滞在施設の整備 等を支援しています。
- 〇 農泊地域(農山漁村振興交付金による農泊推進の支援に採択され、農泊に取り組んでいる地域)は、全国で673地域、うち近畿は59地域となっています。(図表)
- 令和7年4月から開催されている大阪・関西万博を契機として農村地域へのイン バウンドの拡大を図るため、農業体験・観光農園、農泊体験コンテンツの万博観光 ポータルサイトへの登録の誘導や留学生・大学生のサポートに係る取組を進めてい ます。
- 近畿の農泊の推進に関する詳しい内容については、こちらを御覧ください。

https://www.maff.go.jp/kinki/toshinou/nouhaku/nouhaku.html

図表 農泊地域数



資料:農林水産省調べ

(4)農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮

① 多面的機能支払交付金

- 〇 農林水産省では、農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、地域 の共同活動を多面的機能支払交付金により支援しています。
- 令和5年度の近畿 149 市町村において、農地維持支払の取組面積は、約 12 万 ha (対前年度約 842ha 増)。多面的機能支払交付金額は、6,838 百万円(対前年度 8 百 万円減)となっています。これは、全国と比べると取組面積で5%程度、交付金額 で7%程度となっています。(図表-1)

また、県別でみると、近畿では兵庫県の取組が進んでおり、面積で約51 千 ha、 交付金額で3,622 百万円となっています。(図表-2)

〇 農振農用地に対する取組面積のカバー率については、兵庫県が最も高く83%(令和5年)となっており、全国2位です。(図表-3)

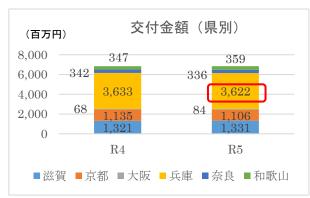
図表-1 取組面積及び交付金額の推移(全国・近畿)



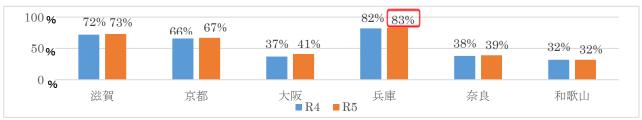


図表-2 取組面積及び交付金額の推移(県別)





図表-3 農振農用地カバー率の推移(県別)



資料:農林水産省農村振興局「多面的機能支払交付金の実施状況」データより、農政局にて作成

② 中山間地域等直接支払交付金

- 〇 農林水産省では、中山間地域等の農業生産条件が不利な地域において農業生産活動を継続していただくため、中山間直接支払交付金により、地域の実情に応じた幅広い活動を支援しています。
- 〇 令和5年度の近畿における交付面積は、2万5,491ha (対前年度196ha 増)。交付金額は、37億1,900万円(対前年度2,100万円増)です。これは、全国と比べると交付面積で4%程度、交付金額で7%程度となっています。(図表-1)。
- 〇 府県別に交付面積を見ると、和歌山県(9,016ha)が最も多く、次いで、兵庫県(5,909ha)、京都府(5,206ha)の順となっています。(図表-2)

図表-1 取組面積及び交付金額の推移(全国・近畿)





図表-2 取組面積及び交付金額の推移(府県別)





資料:農林水産省農村振興局「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」データより、近畿農政局にて作成。

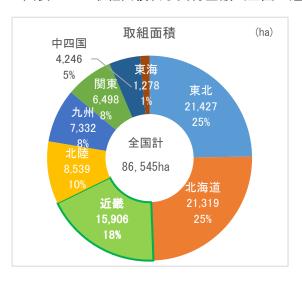
近畿の中山間地域等の振興に関する詳しい内容については、こちらをご覧下さい。
 http://www.maff.go.jp/kinki/seisaku/nosonsinko/tyusankan/index.html

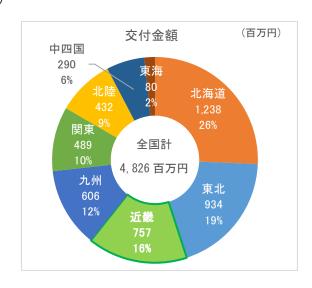
③ 環境保全型農業直接支払交付金

- 〇 令和5年度の近畿における環境保全型農業直接支払交付金の取組面積は 15,906ha(全国:86,545ha)と全国の約18%を占めています。交付金額は、全国計 約48億26百万円に対し、近畿は約7億57百万円となっています。(図表-1)
- 近畿における取組面積のうち、滋賀県が 12,403ha と約 78%を占めています。交付金額も 5.3 億円と約 71%を占めています。(図表 2)
- 滋賀県では、環境保全型農業直接支払交付金を県の施策である「環境こだわり農業*」の取組と一体的に推進しています。

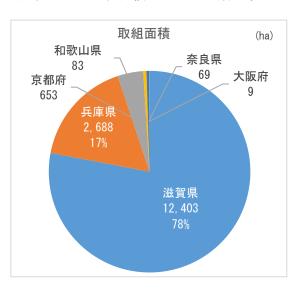
※「環境こだわり農業」とは、化学合成農薬・化学肥料の使用量を減らすとともに、濁水の流出を防止するなど、琵琶湖をはじめ とする環境への負荷を減らす技術を用いて行われる農業。

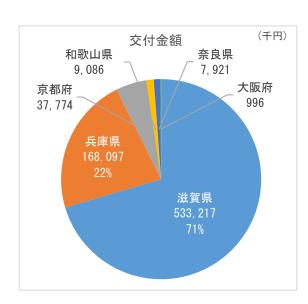
図表-1 取組面積及び交付金額(全国・近畿)





図表-2 取組面積及び交付金額(県別)





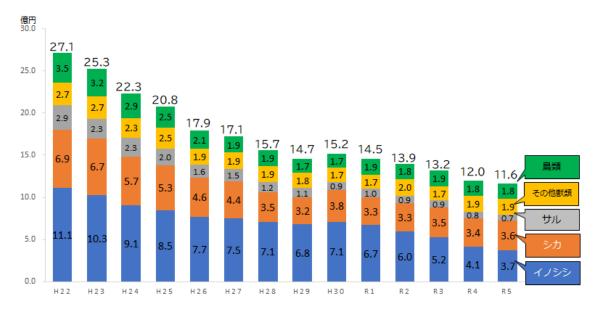
資料:農林水産省農産局「環境保全型直接支払交付金の実施状況」

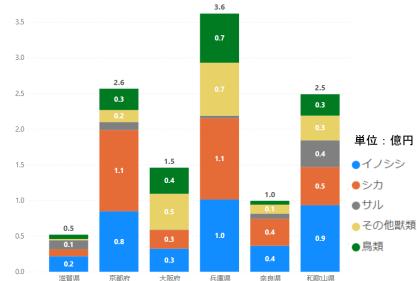
(5) 鳥獣被害への対応

① 鳥獣被害の現状

- 〇 令和5年度の野生鳥獣による農作物の被害額は約11.6億円(全国164億円の約7%)で、平成22年度をピークに減少傾向にあります。営農意欲の減退、耕作放棄・離農の増加等、被害額として数字に表れる以上に農山漁村に深刻な影響を及ぼしており、全体の約6割がイノシシ、シカによるものです。(図表-1)
- 〇 府県別の被害額は、兵庫県が 3.6 億円と大きく、次いで京都府 2.6 億円、和歌山県 2.5 億円の順です。(図表-2)

図表-1 野生鳥獣による農作物被害額の推移(近畿)





図表-2 野生鳥獣による農作物被害額 (府県別・令和5年度)

単位:億円

② 野生鳥獣のジビエ利用

- 野生鳥獣による農作物被害が問題となっている中、捕獲鳥獣を地域資源 (ジビエ等) として利用する動きが広まっています。
- び畿のジビエ利用は全国の17%を占めており、令和5年度のジビエ利用量は471 t です。(図表-1)
- 食肉として利用したものは、ほとんどがイノシシ及びシカですが、近年ペット フードが増加傾向にあります。(図表-2)
- ジビエ利用量を府県別にみると、兵庫県が最も多く、次いで京都府、和歌山県 の順となっています。(図表-3)

図表-1 令和5年度 ジビエ利用量 図表-3 府県別ジビエ利用量の推移 ジビエ利用量(t) R1 **1**0 京都,101 ■イノシシ(食用) R2 **1**3 ᄣ ■シカ(食用) 100 R3 **1**5 ■ペットフード 擬 R4 11 ■自家消費他 近畿 R5 **II** 13 大阪,8 471t R1 38 R2 30 都府 68 R3 66 R4 R5 101 兵庫, 302 R1 R2 大阪府 R3 8 R4 7 R5 197 R1 R2 ┉ 207 R3 215 R4 図表-2 ジビエ利用量の推移 **177** R5 302 **1**8 R1 R1 521 306 90 **1**3 R2 빤 **1**1 岷 R3 294 R2 59 67 R4 **1**1 R5 **II** 14 39 R1 R3 344 101 111 26 R2 R3 **1** 25 R4 75 293 87 R4 🔲 21 R5 33 R5 140 186 471 野生鳥獣資源利用実態調査 ■イノシシ(食用) ■シカ(食用) ■ペットフード ■自家消費他

(6) 都市農業の振興

- 都市農業は、①新鮮な農産物の都市住民への供給、②身近な農作業体験や交流の場の提供、③災害時の避難場所の提供等の多様な機能を有しており、これらの機能が将来にわたって十分に発揮されるよう、その振興を図っていく必要があります。
- 農林水産省では、都市農業が都市住民との共生を図りながら発展していくため、都市住民と都市農業者との交流促進、理解醸成の取組としての周辺環境対策、農業体験会、マルシェの開催や防災空間整備等について支援しています。

新鮮な農産物の供給

身近な農業体験・交流の場の提供

災害時の防災空間

(マルシェの開催:神戸市)

(野菜の収穫体験:大阪市)

(防災協力農地:摂津市)



消費者が求める新鮮な農産物の供給、 「食」と「農」に関する情報提供等 の役割



都市住民や学童の農業体験・交流、ふれあ いの場及び農産物直売所での農産物販売 等を通じた生産者と消費者の交流の役割



火災時における延焼の防止や地震時に おける避難場所、仮設住宅建設用地等 のための防災空間としての役割

(7)農村型地域運営組織(農村RMO)の形成推進

- 中山間地域等では、高齢化・人口減少の進行により、農業生産活動のみならず、 農地・水路等の保全や生活環境(買い物・子育て等)など、集落維持に必要な取組 を行う機能の弱体化が懸念されます。
- このため、農林水産省では、複数の集落による集落協定や農業法人など農業者を母体とした組織と、自治会や社会福祉法人など地域の関係者とが連携し、農用地保全活動、地域資源活用による経済活動、生活支援等の地域コミュニティの維持に資する取組を行う農村型地域運営組織(農村 RMO)の形成を推進しています。



農村型地域運営組織(農村RMO)のイメージ

- ●複数の集落による集落協定等と自治会など多様な地域 の関係者が連携して協議会を設立
- ●地域の話合いにより、農用地の保全、地域資源の活用、 生活支援に係る将来ビジョンを策定し各事業を実施

農用地の保全、農業生産

 A集落 B集落 C集落 D集落 E集落 F集落

 集落 協定 協定
 集落 協定 営農 法人

※農村型地域運営組織

(農村 RMO:

Region Management Organization) 複数の集落の機能を補完して、農用地保全活動 や農業を核とした経済活動と併せて、生活支援等 地域コミュニティの維持に資する取組を行う組織。 なお、農村 PMO(力、地域運営組織(PMO)の一

なお、農村 RMO は、地域運営組織(RMO)の一形態と整理している。

近畿の事例「羽ばたけ鮎河自治振興会(滋賀県甲賀市)」

(地域の範囲) 小学校区(3集落) (世帯数) 144戸 (R4.3月時点)

『みんなで支えて、みんなでつくる、鮎河の未来(あした)』をキャッチフレーズに、「住み続けたい、住んでみたい、来てみたい」と思える鮎河地区を目指し活動中。

羽ばたけ鮎河自治

振

興

【農用地保全】

- ・鮎河集落協定(中山間直払) ・鮎河すごいえぇのう保全隊 (多面払)
- ・ノウ)すごいえぇのう鮎河
- · NINJA LINKSS
- · (株)EUREKA

後継者不在の農地解消等に向け

- ・スマート農業推進による後継者の 確保・育成
- ・耕作放棄地を作らない農地集積
- ・守るべき農地・林地の適正な保全管理などの取組を実施。



(ドローン防除の実証)

【地域資源活用】

・ノウ)すごいえぇのう鮎河

地域資源の活用等に向け

- ・特産品の「鮎河米」「鮎河菜」のブランド化 と販路拡大
- ・観光誘致、移住者増に向けた空き家を 活用したイベント実施 などの取組を実施



(真空パックライス開発)

【生活支援】

- · NINJA LINKSS
- · (株)EUREKA
- ・(株)あいが

高齢者等の支援として

- ドローンによる見守り
- 買い物、通院等の移動手段確保
- ・防災訓練、防災教室の実施 などの取組を実施。



(防災訓練の様子)

7 災害対策

(1) 主な自然災害による農業被害

- 近年、自然災害により農林水産業に大きな被害が発生しており、農林水産被害額は、 特に豪雨や台風等の風水害によるものが増加傾向にあります。
- O 農林水産省としては、災害発生に際して、人命第一を優先させるとともに、早急に 農業被害を把握することとしており、近畿農政局では近畿各府県、各地方拠点と連携 して被害状況を情報収集し、密接に連携して対応しています。
- 〇 令和6~7年災害においては、近畿でも令和6年3月及び令和7年4月の降ひょう、 令和6年8月の台風第10号により、農作物や農業用ハウスの損壊などの農業被害が見 られました。
- 1. 令和6年3月20日及び令和7年4月6~15日の降ひょうに係る農林水産関係の被害 状況

令和6年3月20日及び令和7年4月6~15日に強い寒気が流れ込み、大気の状態が不安定となり、和歌山県で降ったひょうにより、うめの傷果等の農作物の被害が発生しました。



ひょうの状況



降ひょうによるうめの傷果被害

2. 令和6年台風第10号に係る農林水産関係の被害状況

令和6年8月27日から9月1日にかけて台風第10号や暖かく湿った空気の影響が続いたため、西日本から東日本の太平洋側を中心に記録的な大雨となりました。また、発達した積乱雲により、突風の被害が西日本から東日本にかけて発生しました。近畿では8月29日に大雨となり、強風や冠水等による農業用ハウスの破損の他、農作物等の被害が発生しました。

令和6年台風第 10 号に係る農林水産関係の被害状況

単位:億円

主な被害	被害額(近畿)	被害額(全国)	
農作物等	0.01	19.7	
樹体	_	0.4	
家畜	_	0.5	
畜産物(生乳)	_	0.0	
農業用ハウス	0.008	9.3	
農業用倉庫·処理加工施設	_	0.6	
畜産用施設	_	4.6	
共同利用施設	_	1.4	
農業・畜産用機械	_	0.4	
その他	0.005	0.4	
農作物等被害額計	0.02	37.2	
農地・農業用施設関係	4.80	190.6	
被害額合計	4.82	227.8	



強風による稲の倒伏被害

(2) 災害リスクから農業・農村を守る防災・減災、国土強靱化

- 〇 頻発する豪雨、地震等の災害に対応し、安定した農業経営や農村の安全・安心な暮らしを実現するため、令和2年12月に閣議決定された「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、「流域治水対策(農業水利施設の整備、水田の貯留機能向上)」、「防災重点農業用ため池の防災・減災対策」、「農業水利施設等の老朽化、豪雨・地震対策」等に取り組んでいます。
- 〇 「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、 府県知事は「防災重点農業用ため池」を指定するとともに、防災工事等を集中的・計 画的に進めるための防災工事等推進計画を策定しています。令和7年3月末時点で近 畿の防災重点農業用ため池は12,394 箇所となっています。(図表-1)



平成30年7月豪雨で決壊したため池(京都府塩津古池)

図表一1 農業用た	:め池数と防災重	占農業用たん	め油数
-----------	----------	--------	-----

四八			農業用ため池数		防災重点農業用ため池数	
区分		}	(令和7年3月末時点)		(令和7年3月末時点)	
			箇所数	割合%	箇所数	割合%
滋		賀	1, 425	1.0	466	0. 9
京		都	1, 507	1.0	614	1. 2
大		阪	3, 529	2. 4	2, 352	4. 5
兵		庫	21, 357	14. 3	6, 121	11. 7
奈		良	4, 046	2. 7	964	1.8
和	歌	山	4, 700	3. 1	1, 877	3. 6
近		畿	36, 564	24. 5	12, 394	23. 7
全		玉	149, 417	100.0	52, 380	100.0